

遊佐町告示第134号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、第513回遊佐町議会定例会を平成28年6月7日遊佐町役場に招集する。

平成28年5月16日

遊佐町長 時田 博機

## 第513回遊佐町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成28年6月7日(火曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

議長報告

組合議会報告

一般行政報告

教育行政報告

※新規請願事件の審議について

日程第4 請願第1号 奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願

日程第5 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願

日程第6 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君
5番	土門	勝子君	6番	赤塚	英一君
7番	阿部	満吉君	8番	佐藤	智則君
9番	高橋	冠治君	10番	土門	治明君
11番	斎藤	弥志夫君	12番	堀	満弥君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	池田与四也君	企画課長	堀修君
産業課長	佐藤廉造君	地域生活課長	川俣雄二君
健康福祉課長	佐藤啓之君	町民課長	中川三彦君
会計管理者	高橋晃弘君	教育委員	渡邊宗谷君
教育長	那須栄一君	教育委員	高橋藤喜君
農業委員会会長	高橋正樹君	教育委員	佐藤正喜君
代表監査委員	金野周悦君	教育委員	

☆

出席した事務局職員

局長 富樫博樹 議事係長 鳥海広行 書記 高橋和則

☆

本 会 議

議長(堀満弥君) おはようございます。初めに、このたびの平成28年熊本地震において、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

また、私ごとでございますが、病気のためさきの3月定例会等を欠席し、議会を初め関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことをこの場をかりておわび申し上げます。おかげさまで手術後の経過も順調であり、これまで以上に議会運営に尽力してまいる所存であります。また、声のほうもこのとおりですので、聞きづらい面もあろうかと思いますが、ご容赦のほど今後ともご協力お願い申し上げます。

上衣は自由にしてください。

ただいまより第513回遊佐町議会6月定例会を開会いたします。

(午前10時)

議長(堀 満弥君) 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、本定例会に説明員として町長初め各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ、全員出席しておりますので、報告します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、筒井義昭議員、5番、土門勝子議員を指名いたします。

日程第2、本定例会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、斎藤弥志夫委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、斎藤弥志夫委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長(斎藤弥志夫君) おはようございます。

第513回遊佐町議会定例会の運営につきまして、去る5月27日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本定例会の会期については、本日6月7日から6月10日までの4日間といたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、本日は議会の構成を行い、次に諸般の報告として、議長報告、組合議会報告、一般行政報告、教育行政報告を行います。次に、新規請願事件2件の審議を行います。その後一般質問に入り、5人を予定しております。

第2日目の6月8日は、前日に引き続き一般質問を行い、4人を予定しています。終了次第、平成27年度一般会計補正予算の専決処分の承認についてほか4件、平成28年度各会計補正予算3件、条例案件4件、事件案件3件を一括上程し、補正予算については恒例により補正予算審査特別委員会を構成し、審査を付託いたします。

第3日目の6月9日は、終日各常任委員会を開催します。

第4日目の6月10日は、午前10時からおおむね午後3時まで補正予算審査特別委員会を行い、その後案文作成のため休憩に入ります。午後3時35分ごろから本会議を開会、請願事件2件の審査結果報告及び採決、専決処分の承認について5件、条例案件4件の審議及び採決、補正予算の審査結果報告及び採決、事件案件3件の審議及び採決、発議案件1件の審議、採決を行い、終了次第、第513回定例会を閉会したいと思います。

議員各位のご協力をお願いいたします。

以上です。

議長(堀 満弥君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日6月7日より6月10日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(堀 満弥君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は4日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、議長の報告を行います。

議長報告

#### 1. 議員派遣について

会議規則第129条の規定により、議員を派遣した。

##### ○ 平成28年4月4日付

###### 1. 庄内総合支庁長との研修懇談会

- ① 目的 庄内地方の開発振興上の諸問題について研修する。
- ② 派遣場所 酒田市
- ③ 期間 平成28年4月27日(水)
- ④ 参加議員 副議長

##### ○ 平成28年3月9日付

###### 2. 山形県町村議会議長会町村議会広報研修会

- ① 目的 議会広報発行技術の向上に資する。
- ② 派遣場所 山形市
- ③ 期間 平成28年5月25日(水)
- ④ 参加議員 議会広報常任委員

##### ○ 平成28年5月12日付

###### 3. 平成28年度町村議会議長会議長・副議長全国研修会

- ① 目的 議長、副議長として必要な知識を得、円滑な議会運営に資する。
- ② 派遣場所 東京都
- ③ 期間 平成28年5月30日(月)~31日(火)
- ④ 参加議員 副議長

#### 2. 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分をした旨、町長より報告があった。

(1) 平成28年3月24日付

- ・ 専決第2号 町有自動車事故に係る損害賠償額の決定及び示談についての専決処分について

#### 3. 系統議長会について

☆ 庄内地方町村議会議長会臨時総会

1. 期 日 平成28年4月22日(金)

2. 場 所 三 川 町

3. 案 件

(1) 認第1号 平成27年度庄内地方町村議会議長会会計決算の認定について

歳入合計 745,599円

歳出合計 354,435円

差引残額 391,164円

(2) 議第1号 平成28年度庄内地方町村議会議長会一般会計予算(案)について

予算総額 842,000円

4. 協議事項

(1) 知事を囲む市町村自治振興懇談会に対する要望事項について

・ 羽越本線並びに陸羽西線の高速化等の促進について

(2) 山形県町村議会議長会臨時総会への要望事項について

・ 日本海沿岸東北自動車道並びに新庄酒田道路の整備促進について

・ 一般県道「余目・松山線」庄内橋のかけかえ促進について

・ 主要地方道「庄内空港立川線」両田川橋のかけかえ促進について

(3) その他当面する諸課題について

☆ 庄内市町村議会議長会総会

1. 期 日 平成28年4月27日(水)

2. 場 所 酒 田 市

3. 案 件

(1) 平成27年度事業報告について

(2) 平成27年度収支決算について

歳入合計 605,093円

歳出合計 418,473円

差引残額 186,620円

4. 協 議

(1) 平成28年度事業計画について

(2) 平成28年度収支予算について

予算総額 587,000円

(3) 平成28年度庄内市町村議会議長会負担金について

人口割(80%)・平均割(20%)

本町負担額 33,000円

以上です。

次に、組合議会報告を行います。

酒田地区広域行政組合議会について、議員を代表して8番、佐藤智則議員、登壇願います。

8 番(佐藤智則君) それでは、私のほうから報告をさせていただきます。  
組合議会報告。

平成28年5月31日

遊 佐 町 議 会  
議 長 堀 満 弥 殿

酒田地区広域行政組合  
議 員 斎 藤 弥 志 夫  
議 員 佐 藤 智 則

### 組 合 議 会 報 告 に つ い て

組合議会臨時会に出席しましたので、次のとおり報告します。

#### 記

1. 招集日時 平成28年5月31日(火)午前10時
2. 場 所 酒田地区広域行政組合議会議場
3. 付議案件

(1) 議第10号 請負契約の締結について

契約の目的 消防署中央分署(仮称)建設工事(建築工事)  
契約の金額 375,840,000円  
契約の相手方 林・松本・富樫特定建設工事共同企業体  
代表者 林建設工業株式会社  
代表取締役社長 林 浩一郎

(2) 議第11号 物品の取得について

取得の目的 車両の更新  
取得物品 消防ポンプ自動車 1台  
取得の金額 48,600,000円  
取得の相手方 有限会社本間商会  
代表取締役 本間勝見

(3) 議第12号 物品の取得について

取得の目的 車両の更新  
取得物品 消防ポンプ自動車 1台  
取得の金額 44,712,000円  
取得の相手方 有限会社本間商会  
代表取締役 本間勝見

4. 審議の結果

(1)~(3) 原 案 可 決

議 長(堀 満弥君) 次に、一般行政報告について、本宮副町長よりご報告願います。  
本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） おはようございます。

それでは、一般行政報告を申し上げます。

一般行政報告。

平成28年6月7日。

1、平成27年度遊佐町一般会計予算の繰越明許費について。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、国の補正予算による社会資本整備総合交付金事業吹浦地区防災センター整備工事、外13事業に係る繰越明許費繰越計算書を次のとおり調整したので報告します。別紙Iのとおり。別紙朗読省略します。

2、町政座談会について。5月23日から31日まで、全6地区で町政座談会を開催し、地域のさまざまな課題について率直な意見交換を行いました。

3、臂曲岩石採取事業監理委員会について。3月28日、議事所において第7回監理委員会を開催し、平成27年度の搬出量の報告と今年度の採取計画及び緑化の概要説明、濁水対策、交通安全及び道路補修について協議を行いました。

4、鳥海山・飛島ジオパーク構想推進協議会について。4月13日、日本ジオパークネットワークへの加盟に向けて、申請書を提出し、5月21日に千葉県で開催された公開プレゼンテーションに臨みました。8月13日から15日までに予定されている現地審査を経て、9月中旬には新規認定の可否が決定される予定です。

5、国際交流事業について。3月18日かせ25日に実施した姉妹都市ハンガリー・ソルノク市派遣事業に中学生11名、高校生3名を含む17名が参加しました。途中、治安の心配もありましたが、何の支障もなく全員無事に帰国しました。4月24日には、生涯学習センターにおいて帰国報告会を開催し、ホームステイの思い出など各団員から貴重な体験の報告を受けております。

6、平成28年度地域おこし協力隊の委嘱状交付について。4月1日、今年度の地域おこし協力隊員5人に委嘱状の交付を行いました。新規隊員として委嘱された2人のうち、加藤未来さんからは遊佐地区を中心に地域づくり活動を、藤川かん奈さんからは生涯学習推進のための業務を担ってもらっております。

また、6月1日には、駒井江美子さんへの委嘱状の交付を行い、農林水産業振興のための業務についてもらっています。

7、「遊佐パーキングエリアタウン」計画の策定について。平成27年12月に「遊佐パーキングエリアタウン計画検討委員会」から提出された意見書に基づき、3月31日に基本計画を策定しました。

8、地方創生の推進について。3月16日、遊佐町地方創生推進会議が開催され、遊佐町総合戦略の進捗状況の検証と計画の見直しについて協議されました。

9、「大規模災害時に対する相互協力に関する協定書」の締結について。4月18日、遊楽里において遊佐町、生活クラブ生協連合会、JA庄内みどりの3者による「大規模災害時に対する相互協力に関する協定書」が締結され、「地域農業と日本の食を守り、持続可能な社会と地域を発展させる共同宣言」に加え、災害時における相互協力体制が構築されました。

10、定住促進施策について。第1回遊佐町定住促進施策町内連絡会議を4月20日に開催し、平成27年度の各課の定住施策の進捗状況及び今後の展開を確認しました。平成28年度からの新たな制度となる、IJUターン定着促進補助金や遊佐町チャレンジファーム、ゆざっ子エンゼルサポート事業など、ワンストップ

プ相談窓口により情報提供を行ってまいります。

また、集落支援員の配置、活動の結果として、平成27年度の空き家成約数33軒、移住者数25人となりました。平成28年度に入り移住者対応数は12組、成約が5軒、交渉中が3軒、移住予定者数が21人となっています。平成28年度の目標を新規空き家登録20軒以上、移住者数40人とし、目標達成に向け関係団体と連携して各施策に取り組んでいくことを確認しました。

3月に完成した定住住宅空き家活用住宅(第5・6号)への入居者選定が、4月22日の空き家利活用部会により行われました。その結果、第6号の松山住宅に新たな若者世帯の移住者3人が決定し、5月に移住しています。また、第5号の駅前一区住宅は6月に入居者選定を行う予定です。今年度も3軒の定住住宅空き家活用住宅の整備が予定され、早目の整備と周知を行ってまいります。

4月26日に、遊佐町IJUターンの促進協議会総会を開催し、平成27年度の事業報告、平成28年度の事業計画等を協議しました。各委員からさまざまなご意見をいただき、町民も移住者も違いを認め合い、お互いが暮らしやすい町づくりを進めていくことが必要と確認しました。

11、きらきら遊佐マイタウン事業について。4月15日から5月16日まで公募を行ったところ、集落の公民館改修や、集落の掲示板設置などの事業申請があり、選定委員会による審査の結果、申請のあった10事業全てが採択を受けました。

12、遊佐町まちづくり協議会連合会事業について。5月11日、まちづくり協議会連合会総会を開催し、昨年度の事業実績を確認するとともに、今年度の事業計画では、まちづくり計画を策定した地区における、計画の実践に向けた取り組みに対して、活動への支援を行っていくこととしました。

13、ふるさとづくり寄附金について。平成27年度中の寄附件数は4,119件で、寄附総額は5,885万2,151円となり、前年度の実績である944件1,271万6,000円を大きく上回りました。今年度は、5月24日現在、2,158件2,263万5,000円の申し込みをいただいております。また、「鳥海2236」ゆざ親善大使の早瀬あや氏にもご協力をいただきながら、町のホームページを活用し、ふるさとの魅力を全国に発信しています。

今後も広く寄附金を募り、多様な人々の参加による個性豊かな活力あるふるさとづくりに取り組んでまいります。

14、中山河川公園桜まつり2016オープニングについて。4月15日、「中山河川公園桜まつり2016オープニング」を行いました。あいにくの悪天候となったため、中山集落公民館内での開催になりましたが、地元住民の方々や観光客、関係者約40名が参加し、バイオリンの演奏や甘酒の振る舞いでオープニングを祝うとともに、マスコミを通しPRを図りました。

15、鳥海山春山開き及びブルーライン開通式について。4月28日、「鳥海ブルーラインの開通式」と「春山開き」を行いました。小野曾旧料金所前で開通式を行った後、秋田県にかほ市との合同開通式を銚立の稲倉山荘で行い、1年の山の安全と観光振興を祈願しました。当日は雨模様の天気になりましたが、山形県から「つや姫レディ」が来場し、開通を待つ観光客につや姫をプレゼントするとともに、本町の「米ちゃん」や「鳥海太鼓保存会」とともに、パレード出発を盛り上げました。

16、ふるさと休日について。家族の時間づくりと郷土愛の醸成、地域のにぎわい創出を図る目的で、酒田市と一緒に酒田まつり本祭りの5月20日を「ふるさと休日」とし、地区内の小中学校や企業に休業日や有給休暇の取得を推進する取り組みを行いました。また本町出身でモデルの早瀬あやさんも酒田まつりに

出演し、祭り行事を盛り上げていただきました。

17、遊佐町チャレンジファーム事業について。新規就農を目的とした農業研修生の研修受け入れ事業として、今年度から開始しています。研修受け入れ農家は町内8戸の登録があり、現在はそのうち2戸の農家のもとで3名の研修生が研修を始めています。町外出身の研修生1名については月4万円の生活支援と住宅支援（家賃助成）を、町内出身の2名については月2万円の生活支援を行っています。また、研修受け入れ農家についても、研修生1名につき、研修費用として月2万円を支援しています。研修の進捗管理はもとより、研修終了後の就農も意識したサポートを行ってまいります。

18、産地水産業強化支援事業について。平成24年度より遊佐町めじか地域振興協議会が主体となって取り組んできた、産地水産業強化支援事業の一環である、サケふ化場施設整備事業について、4月19日に工事請負契約が締結されたことから、年内の完成を目指し、国・県とともに事業支援を継続していきます。

19、松くい虫防除事業について。秋季の松くい虫被害木調査を実施した結果、被害木量がさらに増加し、過去最大となった昨年度と比較して同程度の被害量が予測されるため、県とともに、春の羽化前の全量駆除を目標に、伐倒・破砕処理等の作業に取り組んでいきます。

20、遊佐ブランド推進協議会事業について。3月12日、「遊佐元気のちからづくり成果報告会」を開催し、各事業を実施、参加した15名が平成27年度の成果を発表しました。

4月から、事業推進員、実践支援員として新たな3名を採用、計5名で、町ブランド推進事業及び厚生労働省委託事業の実践型地域雇用創造事業に取り組んでおります。

5月19日に遊佐ブランド推進協議会総会を開催、平成27年度の事業報告並びに平成28年度の事業計画等を協議しました。

なお、豊島区での「遊佐ノ市」については、5月20日からの開始となり、今年度は各種イベント開催も含め計30回を予定しております。

21、遊佐ビジネスネットワーク協議会について。5月12日、遊佐ビジネスネットワーク協議会通常総会が「遊楽里」で開催され、今年度の事業計画等の協議と情報交換を行いました。今年度もビジネス大使の方々と積極的に連携し、企業訪問、情報収集に努め、企業誘致を図ってまいります。

22、日本海沿岸東北自動車道について。酒田みなとから遊佐間の事業費は23億5,000万円で、調査設計、用地補償、改良・橋梁工事が予定されております。また、秋田県境区間についての事業費は、3億円で、調査設計、用地補償、改良工事が予定されております。

23、社会資本整備総合交付金について。今年度は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき西浜橋の補修工事、広畑橋のかけかえ工事の用地測量、また、2回目となる橋梁点検を予定しております。

24、住宅支援事業について。住宅支援事業の5月26日現在の受け付け状況は、持家住宅リフォーム支援金64件、定住住宅新築支援金4件、定住住宅取得支援金2件、住宅リフォーム資金利子補給制度1件となっております。このうち、下水道等接続を伴うリフォーム件数は17件となっております。

25、遊佐町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金について。再生可能エネルギー設備の導入について、引き続き一般家庭や事業所に対して設備設置の助成を行っています。現在、太陽光について1件の交付助成を受けています。今後も、広報、ホームページ等で制度活用についての啓蒙を行ってまいります。

26、ゆざ町民省エネ節電所『ゆざ町民エコチャレンジ』について。町民が地球温暖化防止行動を主体的

に実践するため、町民参加型事業としての『ゆざ町民エコチャレンジ』事業を昨年に引き続き6月15日にスタートします。地球温暖化や環境問題、身近なところから実行できる地球温暖化防止行動に対する意識啓発を目的に行っていきます。

27、夏期に向けた省エネ対策の取り組みについて。6月2日開催のエコプラ推進会議を経て、公共施設における省エネ活動の重点目標を設定し取り組んでいます。また、5月23日からのクールビズの前倒しや「緑のカーテンプロジェクト」において、町民及び町内事業所に対するゴーヤの種および苗の配布、公共施設での植栽も実施しております。

また、山形県において6月2日に「笑顔で省エネ県民運動」がスタートしておりますので、遊佐町においても広報およびホームページまた各種イベント等において、省エネに関する呼びかけ、啓発を行っていきます。

28、下水道事業について。特定環境保全公共下水道事業において、今年度は舞台集落(本舗装)と鹿野沢集落(管渠布設)を行い、管渠布設工事については、完成部分の年度内供用開始を予定しています。

5月末現在の下水道の接続状況は、公共下水道区域では供用開始戸数3,893戸のうち2,712戸で、接続率69.42%となっております。

農業集落排水区域では、供用開始戸数515戸のうち419戸で、接続率81.36%となっております。

29、上水道事業について。下水道管工事に合わせた施工により、老朽管の更新を図ります。また、配水管の未整備区域の解消を図るための管網整備事業を実施します。平津配水池については、耐震化に向けた工事に着手します。

簡易水道と上水道の事業統合を今年度中に実施します。事業統合に向け、升川水源等の整備を実施します。

排泥作業については、定例排泥作業を4月から11月までの第2・4月曜日に実施します。強制排泥作業は、吹浦簡易水道を含め5回予定しており、5月23日に第1回目を実施しました。

以上です。

議長(堀 満弥君) 続いて、教育行政報告について、那須教育長より報告願います。

那須教育長。

教育長(那須栄一君) 教育行政報告。

平成28年6月7日。

1、教育委員会会議の開催状況。3月5日、3月24日、5月13日に遊佐町教育委員会会議を開催し、遊佐町教育委員会所属職員の人事異動発令、遊佐町教育行政の重点目標の承認、要保護・準要保護児童生徒の認定、遊佐町社会教育委員の委嘱についてなどの議案が可決されました。

2、小学校の適正整備について。蕨岡地区の関係者との協議結果を踏まえ、3月24日の教育委員会会議において平成27年12月1日議決の遊佐町立小学校の適正整備に関する当面の対応方針を見直しし、蕨岡小学校を現在のまま存続することとしました。

3、学校運営について。3月16日に遊佐中学校の卒業式が行われ、115名が義務教育の課程を修了し、学び舎を巣立ちました。また、3月18日には各小学校で卒業式が行われました。今年度に入り、4月7日に中学校、4月8日に各小学校の入学式がとり行われ、それぞれ103名の児童と89名の児童が新たな環境

で順調なスタートを切りました。

5月10日の遊佐小学校を皮切りに、年度始め経営訪問を実施し、各学校の学校経営について指導助言を行いました。

4、遊佐高等学校就学支援事業について。遊佐高校支援の会は、3月30日までに平成28年度入学予定者40人全員に対し1人当たり7万円の就学支援金を給付しました。また、昨年12月から運行している通学タクシーは、4月からは平田・八幡線と浜中・酒田駅線の2路線、6名の利用で今年度の運行を開始しています。

5、第24回奥の細道鳥海ツーデーマーチについて。平成28年度実行委員会総会を5月12日に開催し、平成27年度事業報告及び決算、平成28年度事業計画、予算案を承認いただきました。6月1日から募集を開始し、町内外の学校や関係団体などへ、さまざまな形で呼びかけを実施しております。

6、社会教育関係会議の開催状況について。5月26日に社会教育委員会議を開催し、平成28年度事業計画及び生涯学習推進計画、スポーツ推進計画の策定に係る町民意識調査について審議し、さまざまな角度から意見をいただきました。PTAやまちづくり協議会との連携に係る情報共有、研修機会の充実を図り連携体制の整備を行ってまいります。

7、青少年育成活動について。5月17日に青少年育成推進員会議を開催し、新たな推進員体制のもと夏期巡回街頭指導を初め、今年度の青少年事業や地域の動向などについての協議を行い、推進員相互の情報交換を行いました。

8、町立図書館の指定管理運営について。平成28年4月1日から指定管理者による運営を開始し、開館時間の延長や開館日の拡大を実施しました。開館から25年、新たな節目を迎え、子ども読書活動の推進を初め、地域に根差した特色ある図書館事業を展開しながら、より一層利用しやすい図書館づくりを目指して取り組んでいきます。

9、小学1年生への「親子で選ぶ一冊」のプレゼントについて。5月26日の藤崎小学校を皮切りに、町内5小学校の1年生89名に、親子で選んだ絵本1冊をプレゼントしました。家庭から身近な読書の楽しさを子どもに伝えるきっかけづくりを支援してまいります。

10、「遊佐の小正月行事」のユネスコ無形文化遺産申請について。3月9日、国は「遊佐の小正月行事」を初めとする8県の8行事を、「来訪神仮面・仮想の神々」の名称で一括し、ユネスコ(国連教育科学文化機関)の無形文化遺産に登録申請することを決定しました。ユネスコは3月30日にその申請を受領しております。

その後、6月1日報道発表が行われ、2017年審査について審査件数の上限である50件を超える提案があったため、条約運用指示書の規定に基づき、「来訪神仮面・仮想の神々」については、2018年に審査される予定になりました。

以上です。

議長(堀 満弥君) 以上で諸般の報告を終了いたします。

次に、新規請願事件の審議に入ります。

日程第4、請願第1号 奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長（富樫博樹君） 上程請願を朗読。

議長（堀 満弥君） 紹介議員の齋藤武議員より補足説明を求めます。

1 番、齋藤武議員、登壇願います。

1 番（齋藤 武君） ただいま朗読いただきました「奨学金制度の充実教育費負担の軽減を求める請願」につきまして、紹介議員としてご説明申し上げます。

このテーマは皆様ご存じのとおり、今に始まったことではなく、大分前から社会的に問題視され、解決が強く望まれてきました。

とりわけ、奨学金の多くが貸与・有利子型の事実上のローンであり、大学や大学院などの卒業と同時に数百万円の借金を抱えることになることは見逃せない問題です。そして、現今の経済情勢などを鑑みれば、その後の返済が困難であることは火を見るより明かです。さらにもし返済が滞ればいわゆるブラックリストに載せられ、その後の結婚や出産、子育てといった大事な人生設計が大きく狂ってしまう可能性があります。

ここ遊佐町においても、大学などでの教育を受けることを望む子や保護者は多いはずですが、しかし改めて指摘するまでもなく、町内から現実的に通学可能な大学等はごくわずかであり、もし入学するとすれば仙台や東京など遠方に寮やアパートなどを確保し、学生生活を送るケースが多くを占めるはずですが、そしてそういった住居費などに加え、高額な学費がのしかかってくる。

そのため、町内で進学を諦めている生徒や保護者がいるのではないかと、明らかな統計資料などはないと思いますが、そのことは容易に想像できます。進学を諦める、つまり教育の機会が狭まるということは、高校生などの若者一人一人にとって将来の可能性が狭くなることであり、同時に、社会的には次世代を担う人材の確保という点においても問題があります。

このことから、奨学金を返還が必要な貸与型から返還を必要としない給付型に移行する、あるいは授業料を大幅に引き下げることは、実は私たち現在の遊佐町民や、これからの町のためにも身近に必要な施策です。

どうか議員諸氏におかれましては趣旨をご賢察いただき、ぜひともこの請願を採択いただきますようお願い申し上げます。

議長（堀 満弥君） お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第92条第1項の規定に基づき、文教産建常任委員会に審査を付託することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は文教産建常任委員会に審査を付託することに決しました。

次に、日程第5、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長（富樫博樹君） 上程請願を朗読。

議長（堀 満弥君） 紹介議員の阿部満吉議員より補足説明を求めます。

7 番、阿部満吉議員、登壇願います。

7 番（阿部満吉君） それでは、私からは記以降の箇条書きに記された部分について補足説明をさせていただきます。

まず1つ目、地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う一般財源を確保すべきについて、地方財政計画の歳出をもってご説明いたします。

国から地方へ歳出されたピーク時、2001年の89兆3,000億円に比較し2016年では85兆3,000億円へ4兆円も減少しております。

2001年のピーク時と、2016年の歳出を比較しますと、国の補助事業としての社会保障関係費が10兆4,000億円の大増に加え、環境対策・農林水産・交通対策に4兆8,000億円の拡大、一方それに反して投資的経費は16兆円の削減、給与関係経費についても3兆4,000億円の削減となっております。2001年といえば、平成の大合併が叫ばれたときで、その後地方公務員は大幅に削減される一方、国から地方への権限移譲など、逆に増大する地方自治体の業務を削減された人員で支える構造となっております。まさに権限が来ても、財源が来ないという状態で、町の財政自由度を圧迫してきています。

地方自治体の公共サービスを確保するためにも、地方税、地方交付税を含めた一般財源総額を安定確保することを求めるものです。

2つ目、子ども・子育て新制度、介護保険や国民健康保険制度の見直しなど社会保障制度予算の確保について申し上げます。

1番目の項目にありましたように、この15年間で10兆4,000億円も大幅増大した社会保障予算を、国では削減し、地方自治体や国民に負担を求める方向にあります。国庫支出金や国庫負担金などの補助事業の削減は、同時に算定が曖昧な地方交付税の削減にもつながるということとなります。

地方自治体の現場では、社会保障二一ズは増大する一方で、加えて子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定など、自治体が行うべき事業はふえ続けております。社会保障経費は削減するどころか、増額すべきものと考えます。

3つ目、地方交付税において、人口・事業規模を考慮した算定方式の導入について、申し上げます。

経済財政諮問会議の中で、地方行政サービスを民間委託などにより経費削減を行うことにより、交付税算定基準を見直し削減を目指すとしています。

これに対して、地方6団体も政府に対し、「地方歳出の大半は、法律等で義務づけられた経費や国の補助事業であり、国の制度や法令の見直しを行わず、仮に一律に歳出削減が断行されれば、住民の安全・安心を支える基礎的な行政サービス確保さえ不可能となる。」と反発し、「地方の財政力や行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところも大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分な留意を」と要求をしております。

本来、基準財政需要額とは、あくまでも自治体が標準的な、行政水準を保つためのものと考えます。

4項目以下、細部にわたり制度の改革についての意見が述べてありますが、大都市では解決できない介護・療養施設や、老人ホームを地方に求めるなど、地方の個性がクローズアップされてきています。

合併を選択しなかった自治体や、人口減少に直面する自治体への交付税算定にも、地方自治体の個性や

変化が反映されるべきです。

東日本大震災の復興も道半ばのうちに、熊本を初めとする九州の大震災の復興もやっと始まったばかりです。

今回の請願については、政党政策というよりも、地方の声として中央に届けたく議員の皆様にお諮りするものです。

以上、請願の願意をご理解いただき、採択いただきますようお願いしまして、補足説明といたします。

議長（堀 満弥君） お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第92条第1項の規定に基づき、総務厚生常任委員会に審査を付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は総務厚生常任委員会に審査を付託することに決しました。

次に、日程第6、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありましたので、通告順に発言を許可いたします。

5番、土門勝子議員。

5番（土門勝子君） おはようございます。まず、先ごろの熊本地震では多くの皆さんが被災されました。2カ月近くたつというのに、いまだに車やテントの中で生活を余儀なくされております。心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお願いするものであります。

それでは、私のほうから通告しておきました大規模な地震への対応はということで質問したいと思えます。地震はいつ何どき起こるかわからない、忘れたころにやってくる。この言葉は耳にたこができるくらい聞かされております。地震に対する防災対策は多種多様であるが、今回は先日の熊本地震からの教訓を踏まえ、まず次の2点についてお伺いします。

1点目は、町の行政機関である役場庁舎は今回起きた熊本地震のような規模に対して大丈夫なのか。5年前の東日本大震災の津波被害が次々と拡大されていく報道に、まさか今自分たちがその体験に遭うことは熊本県に住んでいる人たちは思いもよらぬ出来事だったと思う。だがそのまさかが4月14日午後9時26分、熊本県益城町で震度7、マグニチュード6.5、その2日後の16日には午前1時25分、夜中に震度6強、マグニチュード7.3の地震が起き、その後数分、数時間置きに余震が続きいまだに終息の気配がない。特に熊本県内の5市町では庁舎が損壊して使えなくなり行政がうまく回らなく混乱し、さまざまな業務が停滞し住民の生活再建に支障を来しているようでした。行政機関や職員も被災した益城町では災害本部として使用できなかった。

我が町の庁舎はどうでしょうか。昭和36年に鉄筋コンクリート2階建て、その当時はそれはそれは立派なものでした。あれから56年、人間で言えば一つの節目とも言われる還暦も近い。今でも壊れた箇所から改修・改築と何とかもちこたえてきたが、費用もかさねてきた。町としても老朽化は認識しているが、財政面から他の施設を優先し、庁舎は後回しにしてきたと考えられます。

このほど甚大な被害が発生した熊本地震を受け活断層にも注目されました。地下の地層の中に力が加わってできた割れ目のことを断層と言うが、この断層が何らかの動き、運動により起こると言われる。16日未明に起きたマグニチュード7.3の地震により、断層が長さ50キロ、幅20キロにわたり約20秒間にかけて1.8メートル以上ずれたと分析結果を公表している。山形県の調査によると活断層上に立地する県内の県・市町村施設が17市町村で少なくとも59カ所あるという。庄内平野東縁断層帯は遊佐町から酒田市東部、庄内町を経て鶴岡市に至る約38キロの活断層で我が町も入っている。役場庁舎は活断層上、あるいは活褶曲付近に立地しているかどうかは調査しなければわかりませんが、ともあれ町民の財産と安全・安心・防災拠点の機能を有すること、行政機能が円滑に進み、停滞のない業務ができることまた、障害を持っている人、高齢者に対する庁舎を今だから整備が必要と思われるが、町の考えを伺います。

2点目は自主防災組織の再認識・再点検を。地震はいつ、何どき来るかわからないではなく、地震は必ずやってくる。「備えあれば憂いなし」の言葉どおり自助、共助、公助のほかにご近所が重要対策である。各家庭で対応する自助、国や自治体での危機管理対策の公助、その間に自主防災組織のあるのが共助である。5年前の東日本大震災や今回の熊本地震を教訓に家庭や地域のコミュニティーまた、町民みずからの意識向上を高めることが何よりも大事であることを再確認・再点検を行政指導のもと必要と思われるが、所見を伺って壇上からの質問といたします。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。第513回遊佐町議会6月定例会最初の質問者であります土門勝子議員に答弁をさせていただきます。

まずもって、4月14日、そして4月16日、2度の震度7を体験されました熊本地震、14日が前震で16日が本震で訂正になりましたけれども、本当に地震によりましてお亡くなられた皆様に哀悼の意を、そして被災され、まだまだ避難の真っ最中、そしてまだ終息におさまらない地域の皆様にこの場をおかりしましてお見舞いを申し上げる次第であります。

それでは、庁舎はどうなのか、耐え得るのかというような質問だと思っています。答弁をさせていただきます。遊佐町の役場庁舎は、昭和36年に建設されております。建築基準法において、現在の耐震基準が取り入れられたのが昭和56年であり、それ以降の建物については一定の耐震性が備わっておりますが、当役場庁舎に関しては、それ以前の建物であるため耐震基準を満たしている状況にはないという認識で、専門家からも「震度6強で倒壊の危険性がある建物であること」、「耐震補強は困難」と意見をいただいております。熊本地震クラスの地震が発生すれば、当庁舎でも大きな被害が出ることが想定されております。

熊本においては、耐震基準を満たしている建物や耐震補強工事を行った建物でも、震度7の地震が2回連続して発生したことにより、使用できなくなった公共の施設も多くあるようですし、1回の地震でも、震源の浅い直下型地震が発生した場合、震源の近くでは大きな被害が出ると予想されております。

特に遊佐町では、庄内平野、議員指摘の東縁断層帯の北部が震源の場合は、この庁舎にも大きな被害が予想され、来庁者も含め、庁舎内で働く職員の安全を考えれば、建てかえを含む庁舎の耐震化を図るということは必須なことであります。

これまで、町民サービス優先の観点から、小学校建設、防災センター、ゆざつとプラザ、まちづくりセンター等の建設工事を優先し、庁舎建設は、後回しにしてきた状況にありました。しかしながら、熊本地

震の状況から行政が機能しないと、罹災証明の発行がおくれるなど、住民の生活に大きな支障を来す状況が発生しており、ここ数年、町政座談会等でも町民の皆様から少なからず、庁舎改築に関する意見や要望をいただいている状況であります。また、本遊佐町議会から、やっぱり基金を備えるべしという提案をいただきましたので、平成25年度から基金を備えてきたところであります。

今年度、吹浦防災センター、西遊佐まちづくりセンターの建設が終了し、また、消防遊佐分署も平成29年度中には着工、完成の見込みであり、いよいよ、庁舎建設に一步踏み出す時期が来たのかなと考えているところであります。

昨年の振興審議会では、第7次振興計画第10期の諮問に対する答申をいただいた部会報告にも、庁舎のあり方を考えてはどうですかという提言もいただいていた。現在来る第8次の遊佐町振興計画の策定、プロジェクト作業を進めておりますが、間もなく遊佐町振興審議会を開催する予定であります。庁舎改築に関しましても、10力年における主要課題として、大いに議論していただきたいと思っておりますし、その備えとしての庁舎等の改築の基金もかなり増嵩させていただいているところであります。町としましては、ここでの意見や答申内容を踏まえた上で、庁舎建設に取り組む体制づくりを含めた本格的な検討に入っていきたいと、このように考えております。

2つ目でありました。自主防災組織の再認識・再点検とみずからの地震に対する意識向上啓発等行政が必要ではないかということでありました。東日本大震災の教訓から、大震災時に全ての応急対策が行政が対応することは困難であるとの認識され、住民みずからの防災意識と行動が重要となることから自主防災組織の育成・強化が課題となってまいりました。

遊佐町の区長会においては、群馬大学の片田先生をお迎えして「津波てんでんこ」ですか、それぞれ住民が一人一人勝手にとにかく逃げましようよという、そんな群馬大学の片田先生の講演も我が町で行っていただけてきたということは、大変ありがたいことでありました。遊佐町の地域防災計画においても、地域防災力強化計画として、地域住民及び企業等による自発的かつ組織的な「共助」の防災活動が極めて重要であるとし、自主防災組織の育成・強化などを通じた地域防災力強化策について定めております。

その内容としては、町は自治会等に対する指導・助言を積極的に行い自主防災組織の活動強化に努め、消防団との連携等を通じて地域防災体制の充実を図ることとされております。また、その活動において中心的存在となる人材を育成支援するための研修会等を実施することとしております。

現在、遊佐町では110集落全てに自主防災組織があり、各地区のまちづくり協議会で自主防災リーダー研修会の開催や集落の自主防災組織での研修会が開催され、危機管理アドバイザーを中心に研修・助言を行っております。自主防災組織活動に対する助成事業を活用し、昨年度、17の組織で消火栓ホースやホース収納箱整備等の資機材の整備に取り組んでいただきました。

今年度は、各集落における地震・津波を想定した避難対策を検証し、避難場所や避難経路の確認を行うとともに、災害時の避難要配慮者対策を進めることとしております。そのために、4月に避難要配慮者の名簿を各集落の自主防災組織に情報提供し、各集落ごとに避難要配慮者対策の検討いただきながら、集落内における避難時の連絡体制や要配慮者への支援方法について助言をしていきたいと考えております。

自主防災組織の活動強化に向けては、まちづくり協議会や消防団との連携を図り、地区として集落間の連携や支援を行えるような体制づくりが必要であることから、各地区における研修や訓練機会を通しての

支援を行っていきたいと考えております。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 5番、土門勝子議員。

5番（土門勝子君） まず、1点目の答弁をいただきました。震度6強以上が今回のように2回も連続して発生した場合は、現庁舎は耐えられない。不可能である。耐震補強は困難という答弁をいただきました。

今回の熊本地震では、庁舎が被災したことにより行政がうまく回らず、特に益城町では1カ月以上たってからやっと罹災証明を発行し始めておりました。住民の生活再建に不安をもたらしておりました。また、職員の心身にも大きな負担がかかったようであります。平成23年の振興審議会でも、庁舎の改築に時田町長は次のように答弁しております。現時点ではまちづくりセンターの整備を最優先させていただき、財政調整基金を積み増ししながら今後考えていきたい。今はまちづくりセンター、子どもセンターを最重要課題としたいとおっしゃっておられます。待ちに待った子どもセンターも完成いたしました。まちづくりセンターも稲川は完成、ただいま吹浦、西遊佐改築中であります。残り3地区のまちづくりセンターがありますけれども、町としてはいかに考えて今後考えていくのか、その辺をざっくりとでいいので、考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 前期のまちづくりセンターの改築計画は、蕨岡も入っていましたけれども、社会資本整備総合交付金の中での事業として、まちづくりセンターの改築計画というのは整えてまいりましたけれども、蕨岡からは当面の間改築は要望しないという意見が寄せられました。それから、遊佐地区からは、今の生涯学習センターの同じ施設での共用でよろしいというお答えもいただきました。そして、高瀬地区からも、当面の間現在の施設で十分であるという答えをいただいておりますので、まちづくりセンターの整備に関しては、今年度の吹浦と西遊佐のまちづくりセンターで改築は一段落、終えるという形でありますので、さきに議会でも当面は子どもセンター、それから地域のまちづくりセンターを優先させてほしいという答弁をしておりましたけれども、今度はいよいよ庁舎の改築等、やっぱり財政的な課題が非常に大きい課題でした。役場庁舎の建てかえに関しては、もう国の補助制度等がほとんどない。自前で建てなければならない。そのためには、財政を充実してこないと、それらが全て借金でやるということになれば、また後の世代に負担を大きくかけるわけですから、ある程度はそれは将来の負担もお願いするかもしれませんが、それなりにやっぱり今の時代でそれなりの準備をして、そして建てなければならないと考えております。

そして、今庄内町でも実は木造での庁舎の建てかえを検討しているというお話も伺っておりました。これについては、林野庁による地元産材を活用した建物では補助が半額という想定が、林野庁の沖次長からそういう制度もあるのだよという紹介をいただいておりますので、一定の補助制度を組み込みながら、そしてそれらが可能になるには町の基金もある程度整えてという段階でありますので、すぐ来年とはいかないとは思いますが、それらはもう町民の皆さんの意見等議論していただいている時期には既に来ているという、私はそんな気持ちでおりますので、やっぱりこれこれまでほとんど基金がなくて苦労して、苦労して財政調整基金3億円しかない分を13億5,000万円ぐらいまで今ふやしてきましたし、基金全体で

10億円しかない基金、今28億5,000万円ぐらいか、幾らでしたか、29億円ぐらい。

(「28億です」の声あり)

町 長(時田博機君) 今28億円ぐらいに基金全体としてはふえています。特に特定の目的であります庁舎等の建てかえの基金についても、3億円を3億3,300万円まで整えてきました。これら等していけば、一、二年議論していただければ十二分に対応できると、私はそのような財政的な判断をしておりますので、何とか若い職員からも安全な、そして新しい庁舎で執務する、そして町民のために奉仕する、そんな環境も整えたい、このように思っているところであります。

議 長(堀 満弥君) 5番、土門勝子議員。

5 番(土門勝子君) ただいまの答弁では、残り3つの蕨岡、高瀬、遊佐のまちづくりセンターは現在そのままよいと地域住民の間から出ているということでしたが、他の地区のバランスも考えて、また今後も計画を立てていただきたいなと思っております。

庁舎改築は、第8次遊佐町振興計画書に盛り込むということを考えてよろしいでしょうか。認識いたしました。今後10力年にわたる主要課題とお聞きいたしました。ここ数年、あちこちで震度3以上の地震が起きております。東日本大震災から5年で先日の熊本地震が起きております。このことから、改築を急ぐべきと思われませんが、これに対して総務課長、何かあれば答弁願います。

議 長(堀 満弥君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

ただいま町長がご答弁されたとおり、町の主要な優先課題が一段落したということで各会から、議会からもそうありますし、町政座談会に歩けば町民の皆様からも、そしてまた振興審議会からも部会報告でご意見をいただいたというような状況の中で、いよいよ機は熟したかなというふうな見方をしております。議員がおっしゃるとおり、第8次の振興計画に位置づけるべくこれから作業を進めていくことになろうかなと思います。現在若者プロジェクトを立ち上げて、その骨子づくりもほぼできている状況であります。今後審議会を改めて開催をするなどして、町民議論に付していくということになろうかと思っております。

10力年計画ではありますが、10力年かけてということではありません。我々も、相当の危機感を抱いております。ただいま町長からありましたとおり、若者執務環境を整備するといった点、さまざまな課題が個々に内在しておりますので、それらもろもろ解決するという意味でも、なるべく早い時点での計画に位置づけていきたいなというふうに考えておりました。

以上です。

議 長(堀 満弥君) 5番、土門勝子議員。

5 番(土門勝子君) 答弁ありがとうございます。

庁舎設備には多額の町民の税金を投入することになります。町民にしっかりと説明をし、理解をしていただき、災害本部としての重要性を認識していただき、必ず来る地震に対して低コストの維持管理を重視したコンパクトな庁舎を考えていただきたいと思います。

それでは、2点目に入らせていただきます。行政機関や職員も被災した今回の熊本地震、行政による迅速な対応、活動は余り期待できないと思います。特に自主防災組織の強化が必要と思われます。町の体制として、集落の防災会組織がそのまま自主防災組織に名簿が挙がると思います。区長や役員改選のたびに

自主防災組織の係、役員もかわります。半ば強制的な形での組織になっているのではないかなと思っており、自分は名簿にはあるけれども、何をどうすればよいのか何もわからないといった声も聞こえます。集落からまちづくり協議会、また町への連絡などの体制づくり、それからまちづくりセンターでの職員の対応、有事の際誰がどうすればという、その辺のところはどうでしょうか、対応。まちづくりセンターには誰もおりませんし、防災倉庫も整備されております。そういうことから、町のほうの職員が来るのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

1問目で議員からありましたとおり、公助、共助、互助、自助、そしてご近所ということも含めて大規模災害に対応する安全、安心の町づくりに自主防災組織の役割というのは非常に重要なものというふうに認識しております。公助だけでは立ち行かない部分も相当程度あるかなということも認識しております。遊佐町の自主防災組織の組織率は、ご存じのとおり県内でも非常に高い、100%という形で組織されておりますが、ご指摘にありましたとおり、どうしても役員体制、区長さんを中心に役員がほぼ2年かわると。あるいは、定期的にかわるというふうな状況の中で、ややもすると形骸化しているのではないかなというふうなご指摘もいただいておりましたので、そのところの内容の充実、体制の充実について、町としましても地域と連携して、あるいは集落と連携してこれまでいろんな形で訓練なり勉強会、学習会等を開催してきたということであり、なお一層の充実を図りたいというふうに思っております。

最後のくだりでご質問ありましたまちづくりセンターでの有事の際の対応ということになります。ちょうど今の16日、これセンターだけでありません。学校施設も含めて、今現在必ずしもそこがマニュアル化されて、いつ、どういう災害起きたときに誰が施設をあけて、どのような運営がなされていくのか。役割分担はどうかということが明確化されていないということもあります。ですから、それに向けてということ、第1弾になろうかと思いますが、関係の皆さんをお呼びして研修会を開催するというのを皮切りに、今年度中完全にとということにはならないかもしれませんが、そこへの対策をとっていきたいなと。地域とあるいは各施設と、場合によっては集落とも連携をとりながらというようなことで、あるべき姿を今後一緒になって検討していききたいなというふうに思っております。

いつ、何どき起こるかかわからない。あしたにでもという状況の中、そんなにのんびり構えてられないということもございます。今年度の4月から危機管理アドバイザー新たに就任しておりますので、ぜひ地域なり、施設なりに出前講座制度を活用するなりして勉強会招いていただいて、この制度の活用によって足りない分の補完をしていききたいなというふうに考えておりましたので、その点のPR方、周知方もひとつ議員からお願いできればというふうに思います。

以上です。

議長（堀 満弥君） 5番、土門勝子議員。

5番（土門勝子君） 今回の熊本地震では、まさか自分たちのところには来ないだろう。5年前の東日本大震災が起きたときは、どこか遠いところで起こっているように思い、日ごろの訓練、備蓄などは余りしてこなかったと熊本住民の人たちは報道のインタビューに答えておりました。当時は頭が真っ白くなり、パニックになった。何が何だかわからなかったと言っておられました。それで、我が町でも防災訓練をや

っております。その防災訓練のときに、ただサイレンが鳴ったから避難場所に行こう。そして、消防団の班長ですか来て、人数を数えて、はい、終わりですというようなことではなく、日ごろ備蓄などは最小限水とかは全町民の家庭でやっていると思います。そういうパニックにならないためにも、訓練のときにその避難袋、避難リュックですか、それを背負って避難するとか、あと服装です。何でもいいからサンダルでとか、そういうところもちゃんとこの役員、消防団の方から指摘していただいて、アドバイスなどいただければ、訓練の効果がまたさらに出るのではないかとおられますが、その辺どうでしょうか、総務課長。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

防災訓練のあり方ですね。私も、今年度からで十分内容を承知しておりませんが、恐らくまだまだ改善の余地があるのだというふうに思います。いわば自主防災組織、防災会と連携してその辺は充実を図っていくということになるわけですが、今年度もさまざまな防災訓練を予定しております。これまた訓練が実際の災害を想定をしてのことですので、決して形骸化しないように、本当に実際に即した訓練でありたいなというふうに思っております。そのように今年度各種訓練においても、仕向けていきたいなというふうに思っておりますが、先ほど申し上げましたとおり、研修会も含めてなのですが、6月16日にはそのような研修会を行いますし、また23日にはJアラート全国の通信訓練に合わせたの実施というようにことでの災害対策本部設置訓練も行いますし、また7月25日に地震、津波避難訓練、西山海水浴場で行います。等々というように、そこをしっかりと対応をとっていきたいなというふうに思っております。

町の指導でということ1問目ではありましたが、実はこれは地域でもいろんな訓練をしております、自主的にまちづくり協議会主導でと。集落と連携をとってやっておりますので、そういった訓練にも同様な形で実際に即した実のある訓練に向けて取り組んでいきたいなと、そのように指導していきたいなというふうに思うところでございます。

以上です。

議長（堀 満弥君） 5番、土門勝子議員。

5番（土門勝子君） 町民一人一人があすは我が身であるということを絶対忘れてはいけないと思います。自分の安全は自分で守る。家族の安全は家族で話し合いをしながら守る。例えば家族一人一人の役割、連絡の方法など、それから備品や必需品、それから補充品があるかないか、期限切れはあるかないかなど、家族で話し合うことも大事だと思います。地域の安全は地域ぐるみで守る。避難訓練や経路などを確認するということですが、これを合い言葉にいつ、何どきリスクがあるかわかりません。東日本大震災や熊本地震を忘れることなく、町民みずからの意識向上と地域のコミュニティーを日ごろから持っていること。また、危機管理アドバイザーの指導のもと、再認識と再点検を心がける取り組みを今後もしていただきたいと思います。

何かあれば答弁をお願いします。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

熊本地震の教訓を例にとれば、活断層の話題にも触れていただきましたが、遊佐町にも活断層が相当数

断層があるというような状況を地図上で確認をしながら町長にも報告をして、公共施設の直上にはないのですが、近くにあるというようなこと、あるいは集落を貫通していると。直下を貫通しているという集落も十数程度あるというようなことの報告をしながら、早速対応の指示をいただいたわけですが、まず住民周知に努めるということ、早速7月1日の広報にそのことの情報の伝達と今議員がおっしゃるとおりの各自、各ご家庭で取り組む今なすべき対応というようなことの指導、啓発もさせていただくこととしておりますし、そういった町民との情報共有を図ることが非常に重要だというふうに思っております。

できれば、先ほど申し上げたとおり、集落に赴いて実際に膝を交えた形でのそういったことの対応策と一緒に地域と、あるいは集落と検討入っていければいいかなというようなこと、ぜひ出前講座にもお呼びいただければ。お呼びがなかったら押しかけていこうかというような話もアドバイザーとしておりまして、そのようなスタンスで町はおりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長(堀 満弥君) 5番、土門勝子議員。

5番(土門勝子君) これからは危機管理アドバイザーをフルに働いてもらって、集落に出向いて出前講座などで指導していただきたいなと思います。

最後になりますけれども、町長に伺います。よろしければ答えていただければいいかなと思いますけれども、時田町政8年目2期、もう半年ちょっとで期限というか来ます。3期目の挑戦の思いを聞かせていただければと思いますが、よろしかったらお聞かせ願います。

議長(堀 満弥君) 時田町長。

町長(時田博機君) 本当に時間はいろんな経過がありますけれども、町政、私が担わせていただいて7年と何カ月、半分ほどなりますけれども、27年度はいわゆる31年度までのまず総合戦略を整えてスタートしておりますし、これらについてやっぱり遊佐町の生き残りをかけていきいき遊佐の構築、これを実現しなければならない責務はそれは当然あると思っております。また、28年度、先ほど庁舎等のお話もありましたけれども、第8次の振興計画を策定してそれがスタートさせるという中で、特に財政の課題もかなり改善をしてきましたので、庁舎等にも取り組むという大きな課題も残されておりますので、これまでの経験をもとに、そしてやっぱり若者定住のさらなる促進と働き場、若者にぎわいの実現、そして安全、安心の町、そして町民が主役の町づくりに再び町民の皆様のご理解をいただければ担わせていただきたいと、このように思っております。

まさに町民は、主役は町民一人一人が主役でありますので、それらの思いや願い、しっかりと受けとめながら、説明責任を果たしながら、そしてさらなる今人口減少が非常な勢いがあります。これら何とか食い止めたい。なるべくそのカーブを遅くしたいなという思いでありますので、議会の皆様からもしっかりとこれら等について政策等にご支援等賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長(堀 満弥君) 5番、土門勝子議員。

5番(土門勝子君) これで5番、土門勝子の一般質問は終わります。

議長(堀 満弥君) これにて5番、土門勝子議員の一般質問を終わります。

3番、菅原和幸議員。

3番（菅原和幸君） それでは、昨年の7月1日に議員に就任してからはや1年が経過しようとしております。これまで先輩議員の温かいご指導をいただき、大まかではありますが、本議会についていろいろ理解を深めてきているところでございます。今後とも、町民の負託に少しでも応えられるように精進していきたいと、そのように考えております。

それでは、一般質問をさせていただきます。平成23年の3月11日に発生しました東日本大震災の記憶が薄れていく中で、ことし4月14日には、先ほどありました熊本県内陸部で地震が発生し、今も避難生活をされている方が多くいらっしゃいます。平成27年度において、本町では災害に係る支出がゼロであったことは、町民の生命及び生活の安全面からも喜ばしいことであると、そのように考えます。生々しい映像が脳裏に残っている長崎雲仙普賢岳の大火砕流から、この6月3日で25年が経過しましたが、本町には42年前に153年ぶりに噴煙を上げました鳥海山や、県内に4力所存在します断層帯の一つである「庄内平野東縁断層帯」などがあり、決して自然災害には無縁の土地ではないとの認識を持っております。報道によれば、県議会、安全・安心対策委員会の質疑で、県の幹部は30年以内の発生確率を「高い・やや高い・低い」と分類した場合、高いとされる3断層帯を挙げておりました。その1つが庄内平野断層帯の南部でありました。発生確率では熊本地震より高い確率であるというような答弁をされておるようでした。

防災に関しては、遊佐町防災会議が災害対策基本法42条の規定により、国の防災基本計画、山形県地域防災計画と整合を図って、平成26年11月に「遊佐町地域防災計画」を公表しております。その基本理念は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方としており、災害対策基本法第42条の規定に基づき、各防災関係機関を含めて毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正すると、そのように明記をされておるようです。また、第511回議会においては、災害対策基本条例が議会に提案されまして、原案のとおり議決された経過もでございます。防災計画には、「災害を予防する段階」、「災害が発生した場合の応急対策」、そして「災害復旧・復興」があると理解をしております。今回は、災害予防の視点から質問をさせていただきます。

平成24年に山形県が独自の調査で作成し、公表しました「津波浸水域予測図」について、このたび「山形県津波浸水想定・被害想定検討委員会」が、政府が平成26年に北海道から長崎までの16都道府県の日本海沿岸を襲うおそれがある津波の推計の素案を公表したのをもとに見直しの検討を行い公表を行いました。地域住民に対しても説明会が開催されまして、本町では4月24日に2会場で開催されました。その内容に触れますと、平成24年度予測では、庄内沖120キロの断層を震源としておりましたが、今回は約100キロ沖合いの断層とその手前の20キロ沖合いにあります2つの断層帯の計3つの箇所を震源とする地震を想定されておるようです。結果、海岸により近く、海底地形の影響や断層の走る角度などから、波の周期が従来の予想の周期より短くなると予測され、波の勢いが強くなることで沿岸部への水位は高くなると、そう予測されているようです。一方で、海からの水量が少なくなるため、陸地への浸水範囲は庄内全体で約1,760ヘクタールになりまして、本町では258ヘクタールほどが浸水するとの予測を示されているようでした。

さきに述べました遊佐町地域防災計画では、津波被害について多くを割いて記載されております。県危機管理課の説明では、今回の予測に当たり、内閣府の被害想定手法をもとに時間の設定を3つほど設定し

ているようで、1つが冬の午後6時、2つ目が夏の12時、3つ目が冬の深夜の時間帯を想定しているよう  
でございます。冬期間の深夜に津波が発生し避難がおくれた場合、県の沿岸部（庄内全域）では、最大約  
5,060人ほどの死者が出ると予測をされております。しかし、建物の耐震化を図ることで死亡者が95%ほ  
ど減、津波に対しましても早期避難を実施した場合は、冬の深夜の死者数が先ほどの5,060人から約81%  
減少しまして960名ほどになるという予測もされているようです。

本町の海岸は、砂浜の海浜区域と岩礁とに区域に区分されると思いますが、約20センチの津波到達時間  
は、断層帯の名称で申し上げますとF34断層で約9分、F30断層では約18分ということで到達すると予測  
をされているようです。先ほどの質疑にもありましたが、群馬大学のある教授の言葉を引用して、県の説  
明会で住民の方々に津波避難三原則ということで説明されておりました。その1つが最善を尽くせとござ  
いました。2つ目が率先避難所たれ。率先して避難してきなさい。それから、3つ目が想定にとられる  
なというのが3つ目の内容でございました。実は、東日本大震災の1年ほど前に、旧知の友人の計らいで  
個人的に国土交通省の方から仙台港及び仙台空港を見せていただく機会がございました。それで、仙台空  
港の送迎デッキでいろいろ説明を受けていたときに、松林の向こうに青く光る海が見えておりました。そ  
のときは、もう津波によってあの飛行機や空港の車両が流されるその想像すらできない状況でした。です  
から、想定にはとられるなというのが、この実感的に感じたところでございます。

それで、地域防災計画の第9節には避難施設が掲載されておまして、菅野から茂り松までの海浜区間  
は、西山の松林が指定されております。それで、次の3点について質問をいたします。

1つ目は、冬の深夜に津波が発生した場合、沿岸部の避難対策は万全な対応となっておりますでしょうか。  
県の説明会では、「素早く、より高いところに避難する意識を住民の間で共有すべきである」という発言  
をされた出席者の方もおられました。

2つ目は、今回の県の見直し内容によって、遊佐町地域防災計画について修正すべき箇所はあるのでし  
ょうか。

それで、3つ目ですが、冬季に町が行う除雪についてであります。本町の集落間の町道は、圃場整備事  
業を原因とします道路法第24条工事によって路体及び幅員も一変したと理解をしております。しかし、住  
宅に隣接する集落内道路は旧来の状況が多いと理解をしております。町では除雪の対応ができないことで  
住民みずから行っている箇所もあるやに聞いております。私の住む集落を例とさせて発言させていただき  
ますが、東西に1本の町道があります。私の自宅の前の部分は、町の除雪車から除雪いただいております  
が、実は最近知ったことなのですが、東の部分は除雪をしなくて、途中にあります町道から集落外へ除雪  
車が移動しておると。ですから、結果として半分除雪しかされていないという状況もありました。それで、  
先日自分で道路幅員をはかたりしましたが、除雪いただいている部分は全て4メートルであって、その  
されていない部分も同様の幅員は確保されている状況でございました。ついては、3つの質問最後になり  
ますが、町が対応する除雪路線の選定方法、並びに選定基準について質問しまして、壇上からの質問とい  
たします。よろしく申し上げます。

議長（堀 満弥君） 3番、菅原和幸議員の答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。

（午後零時02分）

休

憩

議長（堀 満弥君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（堀 満弥君） 3番、菅原和幸議員への答弁を保留しておりますので、町長より答弁をお願いします。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から菅原和幸議員の質問に答弁をさせていただきます。

津波の浸水予想図等の見直し、そして高さの関係とか鳥海山の噴火等の、それから東縁断層等に関する地震への備え等で、防災計画の見直しを行うのかというような趣旨の質問だったと思います。本年3月に山形県津波浸水想定・被害想定が新たに公表されました。これは「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、「最大クラスの津波」による浸水区域及び津波高を予想し、それによる被害を想定して津波防災対策の基礎資料とするものであります。平成26年8月に国が調査を行った「日本海における大規模地震に関する調査検討会」報告をもとに、山形県が、「山形県津波浸水想定・被害想定検討委員会」の議論を経てまとめ上げたものと伺っております。

本町への影響といたしましては、平成24年度に津波浸水予測よりも浸水区域は狭まったものの、海岸部での津波高は高くなり、到達時刻も短くなるという予想数値が示されました。この内容については、先ほど一般質問で菅原議員が述べたとおりであります。この報告を受け、4月24日に山形県危機管理課担当においでをいただき、西遊佐まちづくりセンターと吹浦まちづくりセンターで地域住民に対する説明会を開催しております。また、浸水域となる集落においては5月22日から23日に説明させていただくとともに、新たな想定での避難場所や避難に係る時間について意見を交換を行ったところであります。今後も海岸や河川に近い集落を中心に説明を行うとともに、津波ハザードマップを作成し町内に配布する予定としております。

遊佐町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により遊佐町防災会議において策定するもので、町の防災対策の基本となるものであります。遊佐町地域防災計画は、近年では平成26年度に改訂を行っておりますが、国や県の防災計画の改定を見ながら随時改訂していくこととしております。現在の遊佐町地域防災計画の津波対策については、平成24年度の津波想定をもとにしているものですので、山形県津波浸水想定・被害想定が新たに示されたことにより、その影響を検証し、遊佐町地域防災計画に反映していく必要があると考えております。

また、今年度中に山形県・秋田県を中心に組織されております鳥海山火山対策協議会において、噴火警戒レベルの設定と防災対策や避難計画が協議される予定でありますので、今後、火山対策を含め、これら内容を検証しながら、随時、遊佐町地域防災計画の改定を行ってまいりたいと考え、これらを公表してまいりたいと、このように考えております。

続きまして、冬季に町が行う除雪についての質問にお答えを申し上げます。町の除雪計画につきましては、冬季の交通確保を図るため毎年、除雪期間を12月1日から翌年の3月31日までとし、庁舎内に「除雪対策本部」を設置し、円滑なる除雪体制の確立に努めております。また、降雪期間前の11月中旬には、酒

田警察署遊佐交番・酒田地区消防組合遊佐分署・全委託業者のオペレーターが参集し「遊佐町除雪対策連絡会議」を開催し、関係機関からの注意事項等を確認し安全を期しております。あわせて、降雪期前に町内全6地区の区長全体会へ赴き、除雪路線の確認や休日・夜間の連絡先等の説明をさせていただいております。

除雪体制の状況ではありますが、委託業者につきましては町内13業者、町外5業者の全18業者にお願いしております。また、除雪機械につきましては町有機械16台、業者からの調達機械12台の全28台で除雪作業を実施しております。除雪作業の基準につきましては、当日、午前4時の降雪が10センチ以上あった場合に出勤することとし、始発バス、通勤、通学時間帯である午前7時ごろまでに作業を終了することを目標としております。

ご質問の除雪路線についてであります。通学や路線バスが通行する幹線道路、集落間を結ぶ道路、小中学校の通学路を除雪路線と指定し最優先に除雪を行っております。また、除雪路線に指定されていない集落の町道につきましては、除雪要望の依頼があった場合、幹線道路の除雪作業が終了した後に、状況に応じて対応をさせていただいております。また、集落内で大型機械が入れない狭隘な町道及び生活道路につきましては、「遊佐町自主除雪作業支援事業」を活用いただき、集落の皆様から小型機械やトラクターなどを使用して除雪を行っていただいております。

これからも、本格除雪シーズンを前に、各地区での事前の除雪説明会を開催し、集落と町との信頼関係を持って、冬季の交通安全、交通確保を図るための除雪作業に当たりたいと考えております。

以上です。

議長(堀 満弥君) 3番、菅原和幸議員。

3番(菅原和幸君) 答弁ありがとうございました。

幹線道路が終われば、状況によっては支線のほうもやっていただけるといふようなことの答弁いただきました。それで、冬期間に入る前に区長会も含めまして協議をやっていると実際今初めて聞きました。後ほどの質問に若干関係するかもしれませんが、了解させていただきました。

それで、地震などの発生は予測には当然限界があるわけございまして、壇上からも申し上げましたとおり、迅速な避難で多くの生命が救われるというような予測も先ほどの検討委員会の資料にもございました。100%の対策は当然困難であろうと思いますが、できる限りの対策を講ずるのが行政のほうの立場かなとは理解をしております。それで、非常にややこしい、長つたらしい法律があつて、国土強靱化基本法とかという長つたらしい、あと省略しますが、法律の中でいろいろ規定はされているようです。ただ、町民からそこまでやる必要あるのだからというようなこと言われるくらいやっぱり地域防災計画の中に定めまして、万全の体制を整えるのが必要だかなと考えております。それで、実は私の所属します総務厚生常任委員会ですが、7月に入りましたら前に非常な被害ありました十津川村と、あと三重県の尾鷲市、南海トラフの関係で津波ハザードマップをことしの4月でしたか公表した区域に研修に行く予定にしております。そんな中で、少しでも研修が身につくように今回質問をさせていただきたいと思っております。

総合的な防災訓練を年1回開催するよふにということで防災計画を定めておりますが、先ほど5番議員の発言にもありましたとおり、実態に即した訓練があつてしかるべきかなと、私もそのよふには考えます。当然町民への周知徹底が大変重要なことであらうと、そのよふには思っております。今後今答弁にもありま

したとおり、津波ハザードマップを作成をしていくことになるわけですが、やはりその表示というか作成に関しましては、わかりやすくつくる必要があるのかなと。当然各戸に配布になると思いますが、実は私自身鳥海山の火山のハザードマップ配ったという記憶あるのですが、いざ探してみなさいと言われてたら、どこにあるかわからないというのが実態でございまして、そういう町民が非常に多いのかなと思います。それで、熊本地震に係ってはいろいろなボランティアの支援があったようですが、やはり東日本大震災と同様にいろいろな重複があったりして大変だったという報道がございました。そんな中である報道を見ていましたら、ある自治体のホームページが非常に役に立ったといいますが、それがあったような報道を見たところがございますが、本町のホームページも見ますと、防災情報の欄をクリックしますと、鳥海山の火山防災マップ等について出てきまして、その下のほうにこの場合はこうだとかと淡い表示で出てくるのですが、つくった方に非常申しわけない。非常に活字が多いといいますが、そんなイメージを抱いているような状況でございます。それで、これから質問に入っていきますが、緊急の場合にはやっぱり時間がありませんので、文章的な表示よりビジュアルに、視覚に訴えるような表示があったほうがより理解を得やすいのかなと、そんなことを考えられます。当然ハザードマップをつくりましたら、ホームページのほうにアップになるとは思いますが、それもわかりやすく大きく表示するほうがいいのかなとは非常に考えておりますが、第1点目の質問として、このホームページ上でハザードマップを今後公開する場合に、ホームページでいうような、私が申し上げたような改良と言うと大変失礼ですが、対応が可能なかどうか、総務課長のほうにお聞きしたいと思います。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

情報発信のあり方、ホームページの掲載、登載のあり方ということのお尋ねであります。その前になかなかその都度災害ごとに情報をいろんな形でお伝えをするけれども、受けとめる側の反省点というようなことも含めてのお話が、つまり情報があとそこでの、その場限り、立ち消えになってしまうというふうな状況もかいま見られるという趣旨のお話がございましたが、今回の熊本地震の関係で、活断層によるものだというようなことがあって、断層図を取り寄せて確認をしたと先ほどお話をしましたが、この断層図、当時阪神・淡路大震災後に作成になったわけではありますが、恐らく我々の認識では、もう地域にあるいは集落にこの断層図自体情報発信お上げしたのではないかという仮説を持っていろいろお聞きしたのです。あるいは調査したのですが、そうしたら地区にまちづくりセンターにちゃんと張ってあるところもあれば、張っていないところもあれば、いや、受け取っていないところもあるのです。集落に張ってあるところもあるのです、断層図。ですから、多分我々の認識、理解の仕方は間違っていなかったのか。一定程度地域にはそういった周知を図ったと。最低限の対応はさせていただいたということが確認がとれたかなと。でも、我々の側からしても、やっぱりどうしてもお互いの認識が薄れがちだというようなことがありますので、繰り返し、繰り返し情報発信していく。先ほどの訓練のあり方のご指摘もありました。そういう場でのそういうものの確認をとっていくということもとても大切なのではないかなと。活断層図、活断層の周辺にある集落につきましては、そういう点でも十分な周知徹底、そういった情報を提供しながら認識を深めて、あるいは啓発に当たっていきいたいなというふうに思っておったところであります。

その一環ともなりますが、ホームページをよりわかりやすくビジュアル化した形ということとは賛成で

すというか、ぜひ改良を加えていきたいなと思っております。もう実は、この分野に限らず企画課で地域おこし協力隊情報発信業務を担っていただいているお二人から、町のホームページの見直しを検討してもらおうということを一つのミッションにして、各課に投げかけていたのです。一定の改良を施した分野もあります。ひょっとしたらこの防災面、危機管理面でまだ手つかずであれば、その辺一緒になって、いわば専門家の指導を受けながら、あるいは手をおかりしながら少し内容の精査をしていきたいなと。よりわかりやすく情報発信していきたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（堀 満弥君） 3番、菅原和幸議員。

3番（菅原和幸君） ありがとうございます。

それで、引き続きですが、質問しようと思ったが、ちょっと自分の意見として申し上げますが、地域防災計画66ページのほうに26年4月現在の緊急避難場所が17カ所、それで避難所が27カ所を指定をするような記載がありました。ただ、本町には夏場海水浴等で訪れる方が非常に多いと思います。海のあの砂辺に立ったときに、ちょっと松の木が見えて、どこから入っていけばいいかわからないというのが実際感じた、今この年になって感じているところでございます。そんな中で、仮に日本海で地震あったときに、そういうこの辺の人は土地勘あるからいいのですが、例えば遠くから来た人がそこにいた場合にわかりやすいように導いていくということもひとつ考えて、先ほどのホームページだったら遊佐町とやればもうぼんぼんと上がってきますので、そういう発言をしたのですが、ちょっと余計なことを1つ言いますと、可能かどうかわかりませんが、最近非常にSNSが発展していますので、スマートフォンのアプリでぼんと入れましたら「ここさ行くよ」というようなことも含めて、これは単なる自分の意見としての発言でございまして、申し上げておきたいと思っております。

ただ、先ほど5番議員の答弁に対しまして、7月25日にたしか津波に関する避難訓練等もやられるという総務課長の答弁もございましたので、そういう中でより具体的な課題等を検討していければなと思っております。

続きまして、進めてまいります。サイレン等による情報伝達のことたしか記載されておりました。津波危険区域、県境からその付近に13カ所ほどの何か防災無線が設置されていると、そんな記載がございました。そんな中で、津波の注意報とか警報等が発令された場合は、サイレンやスピーカーでお知らせをするという規定で書かれているようです。ただ、これも報道で申しわけないのですが、27年茨城県で大きい災害が発生したと記憶しておりますが、その際のものを見ますと、はっきり言えば一部に避難指示が出されていなかったということと、スピーカーからの声は何言っているかはっきり聞こえなかったと、そういう人がございました。実質私の住んでいる区域でも、非常に風や状況によって聞きづらいというのが実際私の住んでいる集落でもあります。

それで、ちょっとこれは発言はあくまでも報道でばかりで申しわけないですが、5月26日の日に何か庄内総合支庁のほうで防災に係る研究会が開催されまして、当然本町からも出席したような記事が載っておりました。そんな中で、鶴岡と遊佐町の担当者の発言としてということで伝えているので、発言したかどうかこれはわかりませんが、その中で住民は理解して冷静に受けとめていると。避難路や避難所の見直しが必要であるという発言をされたということが1点載っておりました。2つ目として、津波で無線が使える

なくなった場合に備えて持ち運びできるタイプの導入も検討していると、そのような新聞の記載がございました。本町でも区長のお宅に無線機の配備をされていまして、実質私も見ていないものですから、この質問するに当たって区長さんのうちに見に行きましたら、このぐらいのやつでアンテナが上がっているやつ、確かに見てきました。ただ、区長さんのうちが不在であれば、これは情報は伝わってこないわけですので、そんな中で山形のほうでは例の蔵王の噴火の機会を踏まえまして、何か防災ラジオ的なものを配布すると。はっきり言えば、自主防災組織に配布するようなのですが、希望者には優先的に配布するというようなことでもございましたが、2つ目の質問として、この本町の沿岸部での無線的なこの配備状況というのですかの状況と、先ほど私が言いましたその鶴岡、遊佐の担当者の発言をしたということで、定かではございませんが、その辺もし答弁できればお願いをしたいと思います。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

鶴岡と遊佐での発言者というのは私です。その会議に出席をしまして、4月に住民説明会を開いたその内容について、そして住民の受けとめ、意見等どういようなものが出されたのが発表してくださいというようにして発表申し上げたというものでございます。

その前に、最初にSNSの活用をもつての避難ルート、避難体制の伝達をということがございましたが、いろんな形で、いろんなツールでのお伝えしたいところですが、まだ遊佐町SNSの活用を公式化していないと。町のセキュリティーポリシーの規定の関係で、実行されていないということがございますので、ここは少し時間を要する検討課題とさせていただきたいなと思います。これは、防災関係にとどまらずいろいろと今の時代ニーズがございまして、少し我々内部ではずっと継続して検討はしているのですが、まだそういう状況には至っていないと。ただ、一部に先ほど申し上げました地域おこし協力隊の方が非公式に遊佐町子というキャラクターを活用して。遊佐町を毎日情報を更新する形で発信をしていると。非常に人気のコーナーとなっておりますので、ぜひ一度ごらんいただければというふうに思います。

5月26でしたっけか、防災対策会議の中での発言の内容も含めて、発災時の情報伝達のあり方に関する答弁をさせていただきますが、4月に説明会を開催したときに、いろいろとご意見なりご要望あるいは懸念の声が上がられたということなのですが、例えば議員の1問目の話題にもつながるのですが、夜だとか冬場は、地震が来ても避難をちゅうちょするという個人レベルでの意識にかかわるものでもあるのですが、そういった場合が考えられるので、どれだけその強い意識づけが今後のできるかというようなことが一つの課題だと。

それから、日中人がいないので、要支援の避難対策、これが大変であろうと。逃げるということがもう常識化しておりますが、実際津波が来たというときに、支援を配慮を必要とする方をどう緊急避難場所あるいは避難所に誘導していくのかという、その手を差し伸べられるのかというようなこと、やはりその場になったら非常なこの悩み、戸惑いがあるであろうというようなこと。そして、防災行政無線、情報伝達のことでも話題になりました。公民館に無線がついているけれども、いざというときに津波かぶって使えないのではないのかと。ちょうど吹浦のいわゆる裏通りのほうの集落には移動式の無線を置いているのですが、実質固定化しているというようなこともあって、ではやっぱりこれハンディータイプのものに切りかえていくべきかというようなことの検討を今回しておるところでございます。

町としての情報伝達につきましては、これまでも何かと話題にされてきてまして、そしてまた町としてもそれ相応の対応をしてきたところでございますが、まずは第1に防災行政無線一部デジタル化図りながら、その子局を整えてきたというものがございまして、どうしても各ご家庭では建物が気密性が高いというようなこともあるし、雨風の関係で聞き取りにくいというようなこともありますので、それを補完する意味で各区長へ去年から個別受信機を配備してきました。これ、1基5万円程度のものなのですが、いわゆる自主防災組織への情報伝達手段として配備をしていると。今年度で完備したいというふうに考えておりました。今年度は、去年が53カ所、ことしが57カ所ということになります。

それでもまだ十分でないであろうというふうな認識は持っておりまして、エリアメールでの配信だとか、あとはアナログ的になりますが、アナログといいますか、現場で消防団の巡回だとか、そういったことを組み合わせながら、複数の手段で避難、緊急情報を伝えていくという形をとっていきたいと考えておりました。

あとは、やっぱり自助という部分では、やっぱり各自が備蓄用の機材の一つとしてラジオを携帯しておくというようなこと、これは今後さらに呼びかけていきたいなというふうに考えておりました。公助、共助、互助、自助の観点全てにおいて、今後防災力を高めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（堀 満弥君） 副町長。

副町長（本宮茂樹君） 私のほうからも、少し加えて答弁をさせていただきたいというふうに思います。

ただいま総務課長のほうから答弁ありましたように、さまざまな手段をもって災害のときの通信、連絡方法をこれまでも検討されてきましたし、どうあればいいか非常に課題としているところでございます。まずもって基本的な部分は防災行政無線、これ先ほどからお話になってございます。1つは、地域の消防団の幹部の皆さんへ配布、携行していただく、これを一番初めにやらせていただきました。それとともに、あわせて避難施設となり得るところ、小中学校、保育園、こういったところについては、双方向の機能を持ちながら整備を進めてきたというところがございます。したがって、例えばまちづくりセンターにおいても、まちづくりセンターにもう全てあるわけですが、まちづくりセンターの設置の位置によっては、必ずしも避難施設というふうにはなってございません。小学校については、その災害にもよりますが、津波等々についてはそういった施設になっているということでもありますので、地域内に何カ所かきちんという部分を整えてきたという経過がございます。そして、ただいま総務課長のほうからありましたように、第3弾として平時の場合もそうですが、なかなか防災行政無線については屋外にいる方、または観光等で遊佐町を訪れていただいている方々、この皆さんにも当然お知らせする形、これは防災行政無線、非常に有力な情報伝達手段になりますけれども、屋内にいたときに聞き取りづらいというようなことで、各ご家庭への受信ラジオ、こういったところについても検討してきましたが、いわゆるアナログからデジタル化という推移の中で、なかなか経費的な面もあってそれぞれの個人で、町のほうで助成をしながら備えていくというようなことに対応できていなかったという面がございます。したがって、まずは区長の皆さん全てのところにそれらを備えつけましよう、今こういう段階でございます。

そして、あらゆる手段という中には、いろんな直接的な町の車での広報等々も含めてあるわけですが、今ご案内のように先ほど来SNSというようなお話もございましたが、多くの方が携帯電話をお持ちです

ので、エリアメールという中で、これは登録をしまして、そういった際にはそれぞれそのエリアにある方に一斉に配信になるように、こういった登録なっております。もう一つ、これから検討されていく課題として、FMラジオ、こういった形の中でこの地域の専用のラジオ、これとの提携の中での通信確保というようなことを含めてこれからも課題になっていくだろうなというふうに認識しております。いずれにしても、多くの通信手段の中で、何らかの手段の中で情報が伝わっていくように、または状況が確認できるようにしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長(堀 満弥君) 3番、菅原和幸議員。

3番(菅原和幸君) どうもいろいろありがとうございました。

ちょっと時間も少なくなってきたので、進めてまいります。実はある沿岸部の区長さんとお話しする機会がございまして、その際以前から町道に認定してもらえないかという要望を出していたのですが、なかなか実現できていないということがありました。それで、冬期間の除雪も自分たちでやっているという状況、ちょっとこれ役場の事務方には当然確認をしておりますので、事実はちょっと確認しておりますので発言しております。それで、いろいろ聞きましたら、その周辺の宅地開発がひとつあったようで、きょうはここで詳しくは聞きません。ある程度理解をいたしましたので、宅地開発を……

(何事か声あり)

3番(菅原和幸君) 詳しくは聞きません。それで、いろいろ前までやりとりがあった経過と聞いております。ただ、そこにはやっぱりかなりの人が住んでいらっしゃるしまして、私にお話ししたのもかなり老人の方が二、三人でお話をされておりました。そんな中で、いろいろ聞いておりますと、先ほど町長わかったと言いましたが、いろいろやりとりがあって、今現在幅もあるのですが、一定の幅もあって、未舗装の状態で、ただそこが私有地になっているというような状況のようです。

それで、今回は時間がないので、申し上げますが、はっきり言えば地域防災計画に、避難する場合は徒歩で避難しなさいという部分がございます。それで、先ほど壇上から申し上げましたとおり、菅野から茂り松までは松林ということで指定になっているようでございます。そんな中で、同じく防災計画の、ちょっとページからいくと17ページなのですが、町内自治会110あると先ほどから答弁いただいておりますが、これは26年4月現在で1万5,000人いる段階で、約52%の方が要配慮者といいますが、介護、それから65歳の高齢者、その他妊婦の方とか、そういう方がいらっしゃるようです。それで、沿岸部でどのくらいの方が住んでいるか私もこれ把握できませんが、仮に先ほどの冒頭申し上げたとおり、9分から18分くらいでも津波が来る可能性があるわけですので、いや、あそこまでは来ないのだという先入観でなくて、より高いところに逃げたらどうかという説明会に出席された方の発言もありましたので、仮に冬期間の深夜に、熊本でも深夜の発生でございましたので、そういう場合、例えば道路の除雪などによってそれが押し寄せてきて、人的被害がこうむるということも考えられなくはないと思います。それで、今回あえて質問させてもらえば、やっぱり今後沿岸部、ずっと集落におきましてもしそういう集落がありましたら、人命を尊重する観点から、町道、さっき言った私道という、私有地ということもありますが、これはあくまでも地域の代表の方との協議があってこそその話ですが、年数回そういう除雪の対応はできないものかどうか。私道であれば絶対できないという判断もあるかもしれませんが、その辺についてお伺いしたいと思います。

います。

それで、時間もないので、ちょっともう一点だけ質問させていただきますが、被害があった場合の対応として、今回状況に応じて応急仮設住宅等の建設を予定をするというような記載もございました。それで、今回の熊本地震のまだ報道聞いておりますと、なかなかその建てる場所が決まらない。それで、国のほうから2011年12月に、例えば地域防災計画の中に仮設住宅を建てる候補地を盛り込むようにしなさいではなくて、すべきであると指導の文書何か出ているという記載を見たことがございます。ちょっと今探せなかったのですが、実質そういう通達があるのかどうかということで、本町のそういう地域防災計画には、ちょっとそういう記載が見当たらないものですから、その辺の確認を2つ目の質問とさせていただきます。

それであわせて、先ほどの5番議員に対する町長の答弁のことも触れますが、ここが建てかえの前に使えない状況になったときに、例えばどこかで事務とれるような場所をこの中でも想定するのかどうかということが先ほどちょっと聞いていて思いついて今質問させてもらっていますが、震災が建てかえの前に来た場合にそういうものをどこかに想定しておくのか、その2点を質問させていただきます。

議長(堀 満弥君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) それでは、私のほうから避難路の除雪関係ですけれども、先ほど町長のほうから除雪に関しては答弁ありましたけれども、町のほうとしては、幹線道路等常時路線としていない道路でも、先ほども答弁の中にありましたように、要望があれば除雪しております。例えば今言われた町道にはなっていないけれども、住宅が張りついている道路、私道、それから開発の段階で整備が最終まで行っていないような、砂利道のままで終わってしまっているようなところとか、そういったところが遊佐町内にあるわけですが、そういったところでも生活用道路という扱いで町のほうでは要望があれば除雪に向かっております。

ただ、常時路線には当然入れられませんし、先ほど言いましたように、砂利道というところがほとんどなものですから、重機で入っていくと砂利と一緒に雪を排雪してしまっ、かえって問題が発生してしまうという場所もあります。ただ、それにしましても、地元からやはりその辺を考慮した上で、こういったことがありますよということを説明をした上で、それでもよければ町としては入りますよという形で除雪には入らせていただいているという状況であります。それが避難路でもあるかもしれませんし、そういった形で町道でなくても、生活用道路であれば要望によっては向かうという体制をとっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長(堀 満弥君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えいたします。

応急住宅対策といった1項目が地域防災計画の中には規定されておまして、この中でのこの計画での対応策の一環として、確かに仮設住宅用地を具体的にどこどこに確保しておくというくだりまではたしかなかったかと思いますが、シミュレーションはしておりました。今回の熊本地震を受けて、マスコミからも調査あったのですが、つまりそういう措置をとっていますかと。結論としては、そこまでの具体的な形での規定はしていないのですが、例えばということでとりみ亭のあの南側の広場とか、町有地、公有地、ある程度の未利用地があるということを念頭に置きながら、万が一の場合は応急的に可能であろうという、最低限のシミュレーションはとっておるところでございます。これからまた検討課題になってこようかな

と思います。

あと、庁舎が半壊等、損壊等したときの対応策については、国からも業務継続計画の策定を計画を持つよう指導が入っておりまして、まだ正式な計画までには至っていないのですが、これはシステムサイド、つまり情報統計係サイドで隣の防災センターで例えば町民に対して罹災証明だとか、生活保護の関係の手續に間断なく対応できるようにしっかりと対策はとっておきましょうというようなことで、年度内にそこはマイナンバー制度の関係での強靱化対策事業の一環でそのことの取り組みを年度中終わらせておくことにしておりました。

以上です。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） もしも大規模災害が我が町で発生したらということについて、地域のそのまちづくりセンターを改築するときの計画において、どのエリアが一番災害のリスクの少ないエリアなのかということ専門家からたしか検討していただいたはずですが。そのときの結果によりますと、旧西遊佐小学校のエリア、今の西遊佐まちづくりセンターが今改築していますけれども、砂丘地の上であって、地震に対しても、津波に対しても、鳥海山ハザード、噴火に対しても一番影響が少ないであろうということを指定をされたお話を伺っておりますし、その西遊佐の地域の皆さんにとっては、もしも災害が来たらどうか、うちのグラウンド、鳥海山の名前のあります高台のグラウンドにどうぞおいでくださいというような話もいただいているということも事実でありますので、津波のときとか火山噴火のとき、それぞれの場所というのはいつも同じではないということでしょうけれども、町全体として災害リスクの少ないエリアをやっぱり選定していくということが一番ベターなのかなと思っております。

それから、行政のその災害時の拠点という意味でいけば、まさに今総務課長が答弁したように、3.11東日本大震災のとき、庁舎も本当にひび入りました。議長室はかなりあれ裂け目できまして、割れ目がありました、今の議長室の一番端っこ側でしょうか。あのときに、やっぱり防災センターが完成していましたので、いわゆる非常用電源、それからデータをしっかり電算で配信等いろんな意味で確保できるという形で、実は金曜日の午後からの、14時二十何分でした、五十何分だか、あの時間でしたので、電気が来ないままにではどうして窓口業務を続け、月曜日やろうかという形で防災会議で検討した結果、やっぱり緊急に発行できるような体制は、防災センターに置くべきであろうということで備えをしていたところであります。幸い電気が通電したのが日曜日の午後か、土曜日……

（「日曜日」の声あり）

町長（時田博機君） 日曜日のお昼ごろとか午後でありましたので、月曜日の業務に関してはそのままのいわゆる窓口業務は壊れていなかったということでやらせていただきましたけれども、やっぱり拠点は防災センターになるであろうと、その想定であります。

議長（堀 満弥君） これにて3番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 通告に従いましてお尋ねいたします。

皆様ご存じのとおり、先月下旬、町主催の町政座談会が開催され、私も幾つかの会場で傍聴いたしました。意見交換の際に出された町民からのさまざまな意見と、町執行部からの答弁を興味深く拝聴しました。

本日はそのやりとりも踏まえながら、質問いたします。

初めに、町から議会への「説明」とはいかにあるべきなのか、そしてそれは足りているのか、ということテーマに具体的事例に即してお聞きいたします。3月定例会において、いわゆる若者定住住宅の建設用地取得の件を、反対多数で否決いたしました。反対討論に沿って申し上げれば、否決の理由の一つは、内容以前の問題として、資料の提示を含む説明の不足でした。この議案については、平成27年1月に地域生活課がまとめた『遊佐町若者定住住宅整備計画』以降全体計画が大きく拡大したとされるにもかかわらず、残念ながら有為な説明や情報は断片的でした。

一方、このことについて町長はある地区での町政座談会の席上、住民の質問に答える形で「議会は説明不足と言うが、わからなければ質疑をするべきだ」と発言なさいました。ここで留意しなければならないのは、いわゆる「説明」というものを形の上ですればよいのか、ということです。私が考える説明とは、実質的に意味があり、多くの人がそれなりに理がある、と認めるものだと考えます。肝心なところをお話しにならないければ、それは説明の体をなしません。3月議会で反対した議員は関連するやりとりを採決前の一般質問と予算審議で聞き、これは質疑をしても堂々めぐりになり意義に乏しい、と判断したものだと思われまます。加えて、意義のある説明を町が事前に全員協議会の場などで主体的にしたのかどうか、その姿勢をも含めて議員は議案を判断したはずでです。

それから、同じ町政座談会で町長は、「3月議会在終わってから、今まで議会から説明を求められていない」とも述べられています。しかしよく考えれば一旦否決された議案の事後説明とはいかなるものか、理解に苦しみます。議会後の説明とはもしするならば、新たな議案に連なる説明になるはずで、採決の前後でおのずと説明の意味合いも異なってきます。とすれば、一義的に先に議案提案者たる町長が進んで説明すべきであり、まず議会から説明要請をすべき、との町長の一方的な考え方にはどうしても賛成いたしかねます。

もう一つ別の事例を取り上げます。蕨岡小学校と遊佐小学校の統廃合問題に関して、「地域や学校関係者等との協議を開始する」としたいわば入り口となる昨年12月の段階では全員協議会で説明があり、2月にも再度全員協議会で説明が行われました。結果として「地域や学校関係者等との協議を踏まえて、現在校のまま存続する」と教育委員会で結論づけられたものの、出口に相当する部分の教育委員会から議会に対する説明は、簡単な机上配付の文書1枚で終わりました。私は重要案件であり、町執行部が議長に全員協議会の招集を依頼し、その場でてんまつを説明すべきだったと考えるのですが、必要なかつたのでしょうか。「説明」という言葉が飛び交いながらも、そのあり方はどうも軽視されているように思えます。町執行部はそれをどう捉えているのか、お答え願います。

次に、既にお二人の議員が関連した質問をしておりますが、さきに発生した熊本地震に鑑み、まだ触れられていない論点につき、お尋ねいたします。質問に当たり、改めて、被害に遭われた方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、大きな地震はその発生のたびに災害の歴史を画するものとなり、人々の災害に対する考え方を改める機会ともなってきました。ここ最近では平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟中越地震、平成23年の東日本大震災などのたびに耐震基準が改められ、また、各種防災計画が見直されるなどしてきました。このような中で発生したのが熊本地震と言えます。先ほど地域防災計画を見直すのかどうか、とい

う議論がありました。確かに想定される地震対応はまず地域防災計画に書き込まれるべきものでしょうし、被災自治体からは防災計画の見直しが指摘されています。そこで、ここでも地域防災計画を議論の基調にしたいと思います。

ところで、一般に各種災害では、自助・共助・公助の3つがともに必要だと言われております。しかし住宅が半壊するような、あるいは全半壊するような過酷なケースでは、自助や共助のみでは立ち向かうことは相当困難です。東日本大震災に引き続き熊本地震の被害の状況から、公助の必要性が改めて明確になりました。もちろんこれは何から何まで行政におんぶにだっこ、ということの意味するものではありません。自助や共助の備えや心構えはしつつ、公助の体制整備が重要だという意味です。そして公助の場面において最前線に立つことになるのは、言うまでもなく市町村という基礎的自治体です。現在の遊佐町の地域防災計画は、平成26年改定当時の最新事情が盛り込まれたものだと思います。しかし、遊佐町防災計画に記載されていない、または記載が少ないような事柄について、熊本地震の反省点が被災自治体や識者から出されています。もちろん地域性は加味しなければなりません、多くは全国で共通する課題であると考えます。

このような状況で遊佐町の地域防災計画を改定することは、町民の安心の面から当然のことです。町はきつと基礎的自治体として、熊本地震から多くのことを学んだと思います。何を学び、そしてそれを町民のためにどのように生かそうとしているのか。あるいは何を防災計画に書き込もうとしているのか。具体的な答弁を望みまして、壇上からの質問を終わります。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、1番、齋藤武議員に答弁をさせていただきます。

町から議会への「説明」は足りているのかという質問要旨だと思います。私が議会議員の経験からいくと、こんなことを言ったら当時は先輩から怒られました。おまえ、一体日常活動何しているのだ。わからなければ議会ですっかり調べてこいと、役場に行って調べてこいとお叱りをいただいた経験がありますので、齋藤議員の望む説明と議員のあるべき本来の議員活動と多少私の認識とは異なるかもしれませんが、答弁させていただきます。

私は、これまで、開かれた町政運営を基本として、必要に応じて町民や関係者、議会に対しても提供を行ってまいりました。平成19年度に制定されました遊佐町まちづくり基本条例に基づいて、まさに第1条の目的を達成するために第4章、いわゆる8条から14条までですけれども、町の役割と責務をしっかりと進めてきたということでもあります。特に新規事業については、町民アンケートの実施、町民・有識者による検討、策定された計画等についてのパブリックコメントの実施、利害関係者への説明など情報を共有しながら事業を進めてまいりました。それらの計画の中で、議会に対しましても、重要と思われる事項につきましては、議長をお願いをして議員全員協議会等で説明をしてきたところでもあります。しかし、その内容がうまく伝わらないことや疑義が残る場合もあろうかと思っております。そのような場合は、町へ再度の説明の要求をしていただくなど機会を設定していただければ、また閉会中の常任委員会等の開催が行われれば、町、執行部においても追加の説明をさせていただくなどの対応も可能であつたらうかと思っております。

しかし、議会の調査権は、「議会や委員会に認められたもので議員個人に認められたものではない」というのが一般的な法解釈となっております。これは、議会が合議体の議決機関であるためと言われており

ますが、実際には議会で決定することによって調査が可能となる仕組みになっており、議会開会中でなければ調査についての議決が行えないなど、現実的ではないようであります。議員個人の調査が制限される中で、本町の場合、日常的な議員活動で行政資料を必要とする場合には、議員が個々に各課に資料を直接求めることはしない、議会事務局を通して資料を収集する、という議会みずからが定めた「申し合わせルール」に基づいて対応しております。役場担当課や各施設に出向いて、職員との対話により情報交換をいただくものも有効な手だてとなっております。職員もなお一層誠意を持って対応させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

事務事業を円滑に進める上では、情報共有が重要となることから、まちづくり基本条例でも、町の役割と責務の中に「説明責任」が規定されております。町としても、引き続き、機会を捉え、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

特に教育委員会への質問がなされておりましたが、我が町ではまだ教育委員長等が在職中でありますので、独立した機関であるこの件については、教育委員会より答弁をいたさせます。

続きまして、熊本地震に何を学び、どう生かそうとしているのかという質問でありました。本当に4月14日21時26分に、マグニチュード6.5、最大震度7、これが本震だと思ったら、実は2日後の16日の午前1時25分にマグニチュード7.3、最大震度7の地震が発生しました。本当にいまだに終息していない状況の中、特に被災された皆様には大変な本当に亡くなられた方にはお悔やみを申し上げますとともに、避難されている皆さんも一刻も早く終息を望むところでありまして、こちらからも支援を行ってまいりたいと考えております。

この地震は、熊本から大分にわたる活断層を震源とし、それらが連動して発生したものと考えられるとされ、現在も終息にはまだ遠い状況と伺っておりますが、被災状況は5月26日時点で、死者69名、負傷者1,663名、住宅被害が全壊が8,309棟、半壊、一部損壊を合わせて9万8,460棟の被害ということで、避難状況は5月26日時点でも熊本県で193カ所に8,589名の方が避難されている状況にあります。まさに、行政の最前線を担う市町村にとっては、大変つらい毎日だろうと、そんな思いをしております。「平成28年熊本地震」では4月14日の地震を「前震」、4月16日に発生した地震が「本震」とされました。こうした最大震度6強や震度7の地震が連続して発生したことは、これまで観測史上なかったことでもありますので、阪神・淡路、東日本大震災でも言われてきたことではありますが、またしても私たちの想定を超えるような災害に見舞われてしまったことになっております。

こうして人間の力が及ばない、また想定を超える災害に対しては、可能な限り被害を小さくする「減災」の考え方、これを基本にしたいと思っております。熊本地震では、避難した方々が避難所に入れない、または車での長期間の避難を余儀なくされ、地震そのものではなく避難環境に耐えられずに亡くなる方が出るなど、避難後の課題が指摘をされております。そして、被災して業務が継続が困難となった市や町の庁舎では、別の場所で業務を再開するまでの間に罹災証明書等の発行ができなかったことも伺っております。

遊佐町においては、何を学んだかと言われましても、実はその熊本地震の総括というのがまだなされていない状況だと思っております。私にとりましては、3.11、2011年の東日本大震災から学んだものが物すごく大きいなという思いであります。その3.11の発生当初、避難発生後72時間が自助の目安だと言われておりました。3日間です。それが本当にその中の初動対応の72時間が大切ですよと言われていましたけれ

ども、実は熊本地震ではその初動対応72時間どころでなく、それがほとんど目安にならなかったということでもありますので、ほとんど想定が想定にならない、その残念さ、被災された、特に町民生活の最前線の市町村の悩みは大変なものだと思っております。我が町においては、指定避難所として21カ所の公共施設を指定しており、5,290名の収容を想定しております。また、6施設を福祉避難所として指定をしているところでもあります。安全安心の町づくりを町の重要事業と位置づけているわけではありますが、地域防災力の強化として、これらをしっかりと整えなければならないと思っております。

そして、福祉の点から見れば、東日本大震災を経験して、高齢者単身世帯への要介護認定受給者世帯や、認知症を含む障害者のいる世帯などへの人的支援が課題であると思っております。もちろん、自助・共助として、共助としての集落の自主防災会に委ねる、お願いする部分も多いわけではありますが、民生児童委員による安否確認や、介護支援事業所のケアマネジャーによる、見守り活動も重要と考えております。これらのことは、庁舎内での連携した要配慮者対策として、事前に対策を講じているわけですが、熊本地震では、倒壊した家屋の処理や汚れた家屋の清掃によるごみ処理が大きな問題となっておりますので、あわせて、災害ボランティアによる支援活動も大きな課題となると思っております。

大震災、大地震を含め、大震災が起きると全国各地から多くのボランティアが集まってきます。1日100人から200人、多いときには500人ほどのボランティアが集まります。このボランティアたちの対応を行うのが災害ボランティアセンターになっております。そして、その500人のボランティアに対応するためには、40人以上のスタッフが必要と言われております。まさにこれらのスタッフによって、資機材の確保、ボランティアセンターの運営の方法、住民ニーズの把握など、災害ボランティアセンターを立ち上げるまでの3日間で準備をしなければならないと考えております。そして、災害ボランティアの立ち上げ後は、受け付けから始まり、集まったボランティアをどのように配置していくかの計画、作業場との連絡、ボランティアへの説明などなどさまざまな作業が続くものと思われまます。

これらの流れをスムーズに行うためには、事前の研修、準備が大切になってきます。そのため、去る3月26日に生涯学習センターにおいて、ウェザーハート災害福祉事業所より講師を招き、区長さんや民生児童委員の皆さん、消防団やボランティア団体などを対象に、災害ボランティアセンター研修会を開催したところでもあります。今回の研修では、災害ボラセンについて、南陽市の水害時を参考に基本部分の研修を行いました。実際に災害が起きたときは、遊佐町社会福祉協議会が中心となっているわけですが、もちろん町としてもかかわることになっております。他にも町内の団体、山形県福祉協議会、酒田青年会議所なども連携していかなければなりませんし、またスタッフの確保の方法や運営の仕方、他団体との連携のあり方、資機材の調達方法など、具体的な部分で研修を行い、大災害に備えていきたいと考えているところであります。

まさに、実は地域防災力強化の一環として来年度まで3カ年計画で全地区に防災倉庫を配備した上、非常用食料を初めとした資機材を準備、配備することなど、今後とも計画的に防災、減災の強化を図ってまいりたいと考えております。町としては、防災会議等にとり町民の人命、財産を守る、それらの災害対策本部の設置と訓練も今後準備していくということでございます。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 小学校の適正整備のことに關しまして、説明が足りないのではないかということでございましたが、結論から申しますと臨時議会、3月28日でしたか、そのときに机上配付させていただきました。それ以後、それ以上のものはないということです、それで十分足りておるものかなということでご理解いただいたのかなというのが我々の認識でございました。

簡単に振り返ってみますというと、適正整備審議会で1年以上かけて今後の小学校、中学校の適正整備のあり方につきまして議論いただいて答申をいただいて、それを踏まえまして平成24年度に教育委員会としての方針を出しているわけでありまして、その方針にのっとりまして、ちょっとその方針にかかわってくる、具体的には複式学級が出てくる可能性のある学校が出てきたということで、統合ということで協議させていただきたいということで申し上げて、それは3月4日の全員協議会でそれまでの経過はるご説明申し上げたはずでございます。そして、蕨岡地区に説明に上がりまして、その後具体的にちょっと省略しますけれども、地区としてはそのまま存続、複式学級が危惧されるのだけれども、統合という過程を踏まないで存続されたいという答えいただきましたので、それを尊重しまして存続すると、そういうことで結論出させていただいたと。要するに方針を変更させていただいたと。

そして、それと若干おくれまして、小中学校のPTAの代表の方からも、ぜひこれは1、蕨岡小学校と遊佐小学校だけの問題ではなくて、少子化を5年後、10年後推移を20年後と見た場合には、町全体でさらに協議をして、しかるべき場面に備えるべきではないかなというご意見も頂戴しました。もちろんそのことにつきましても先ほど申し上げました答申の中で、具体的には、将来的には1小学校という流れも想定できるので、ぜひ幼児も含めた子供の数を毎年度町民に公表しながら、そのタイミング等をはかるべきであるという指摘もいただいておりますので、そういうこともずっとやってまいりました。そして、その町の広報では4月15日号、5月15日号にも数字の経緯とか、そういう方針を変えたということは流しましたし、臨時議会の翌日の新聞にも存続で決定をしたという情報が流れたはずでございます。ということで、今後取り組みについて町民にも定期的に情報を提供するとともに、小中学校PTAを中心とした町の小中学校全体の整備を考える場を設けていくと、そういうことでPTAとも合意しておりますので、例えば5月13日には町のPTA連絡協議会の会合ございまして、その席上でもやっとな新しい役員等も固まりまして、PTAとも具体的に動き出した時点でございます。ぜひ今年度のしかるべきときに第1回目をスタートとしまして、具体的な勉強会も兼ねて今後の、小中学校ということになっていきますけれども、小学校の適正整備に関してももちろん皆さんのご意見も頂戴しながら今後のあり方を検討していきたいと、そういうことも確認しております。

そういうことで、現在ではそれ以上その小学校の適正整備について町の考えを、教育委員会としての考えをお聞きしたいということですが、これから一緒にやって、勉強も含めて話し合いを進めていくという段階でございますので、そのような会合が持たれまして、1回、2回と進みまして、こういう意見が出ているとか、こういう方向で今協議進めている、そういう状況が出てまいりますれば、また新たな展開が出てまいりますので、ご説明する中身も出てくるかと思えます。そういうときは必要に応じて、あるいは今町長から言いましたように、議会の皆さんから説明、状況の開示が求められれば、説明させていただくと、そういうことでご理解いただきたいと思います。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1 番(齋藤 武君) 大変丁寧に説明ありがとうございます。時間が大分なくなりましたので、テンポよくこれからいきたいと思います。

まず、教育長の発言につきましてなのですが、今教育長、紙1枚出したと、事実関係は事実関係なのですが、その後の説明をここで長々とされました。そういうようなことを紙1枚出すときに添えて全員協議会でお話しいただきたかったわけです。当然しかるべき理由があって、一定の協議をして教育委員会の結論が出されて、そして紙になったわけです。そして、その後として今おっしゃったようにこれからどういうふうに議論をするという話がついているわけですので、そういう部分を含めてお話し、説明をいただきたかったということで申し上げたわけですので、そこら辺は確かに法的な瑕疵は議会に対する説明としてはないのかもしれませんが、それは非常に残念だったし、今後のことを考えればやはりマイナスだったのかなというふうに私は考えるところであります。つけ足しですが、説明というのは一方的に言うだけではなくて、全員協議会の場というのは一定の意見交換もできますので、そういうことも含めて残念だったというふうに思うわけでありまして。

町長にお尋ねしたいのですが、前の議会で私もちょっと記憶がおぼろげなのですが、全員協議会を開催するという点に関しては、議会からの町に対する要請がなければ説明はしないというような趣旨というふうに私は理解してしまっていたのですが、今回の話ではそうではないということだと思えました。私も、議員必携で確認をしましたところ、全員協議会には町村長の依頼を受けて議長が招集するというパターンもあるというふうに解釈しておりましたので、招集するのは議長ですが、全員協議会というのは双方向の意見の持ち寄り場であるという認識であるというのを確認したいと思います。その上で伺いますのですが、重要案件については議会で説明してきたというふうな先ほどの壇上のお話でしたというふうに受け取ったのですが、では果たして3月議会での件になりました若者定住町営住宅に関しては、私が少なくとも議員になってから全員協議会で触れられたという記憶はありません。ということは、ひょっとすれば重要案件でないのか、触れられていないのかなというふうな解釈が成り立つわけなのですが、果たしてどれをもって重要案件、あるいはそうでないと分けているのか、そこら辺の基準あればお聞かせください。

議長(堀 満弥君) 時田町長。

町長(時田博機君) 議員全員協議会につきましては、それは当然議長が例えば議員の要求に応じて執行部を開催をするということは、つまり当然議会の権能としてあるわけですが、もう一つ、町としてこういう案件について説明申し上げたいということで議長にお願いして開催をしていただくという例もあるので、ただちょっと心配なのは、庄内町は毎月1回議員全員協議会を開催しているのです。議会が執行部に対してどういう事業が線があるのかということを説明を行っているという、これが庄内町原田町長から伺っておりますし、また我が町において、閉会中の常任委員会の開催というのは年1回しか行われていないという現状であります。年1回というのは4月、6月、7月ころに管内研修というのが委員長が議長の了解を得て開催するという形で行われていますけれども、実は他の市町村においては、それが常任委員会がない月、間4カ月に1回あるわけですが、2カ月ぐらいの間に挟んでいくという、やっぱりそんな町の議会を開催している、そんな状況も常任委員会開催しているという市町村もございまして。それら等考えますときに、やっぱり議会活動、情報収集、説明不足、確かに議会には何でも情報は整

えてしっかり動かなくても提供できるという、それはそれはすばらしい町もあるのでしょうかけれども、町として重要ではない、重要ではないにかかわらず、できれば定期的に開催していただければ、それまでこれらの経過については幾らでも説明を求められれば説明をする、これがまちづくり基本条例にちゃんとしっかりうたわれておりますので、議会の求めに応じてという形で、このまちづくり基本条例私持ってきていますけれども、うたわれておりますので、それらにしっかり基づいた行政を行おうとしております。

ただし、若者町営住宅、私が議会に来てからこれまで説明なかったではないかという質問に、私はちょっと違和感を感じるのです。なぜならば、議会に来る前にどういう予算の執行とか計画がこれまでなされてきたのか。申しわけないけれども、1期分、4年分ぐらいは会議録を読んでいただいて定例会に臨んでいただければ、これまでの行政の流れというのがしっかりとみずから把握できる状況にあるのではないかと考えています。私自身は、初めて議会に来たとき36冊会議録を読ませていただきました。そのぐらいにしっかりと勉強してから、予備知識を整えてから議会に来たわけで、議会議員であるから、1期だから許してもらえるなんていう、そんな問題ではないと私は考えております。それなりに知識を、先人がどのようにしてこれまで経過があるのかということは、それなりにしっかりと調べてから議場でやっぱり議論するということが必要ではないかと思っております。私は、議会の先輩としてこんな形をもってしていただければありがたいなと思っております。

以上です。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 私が来てからその説明をお聞きしていないというの、まず事実関係として申し上げたわけでありまして、それ以前のやりとりを一切無視すると、知らないということではありません。私なりに議事録を見ましたし、先輩議員からの意見を聞きました。その結果、私の議員としての判断ですけれども、物事の大きさを考えるのであれば、明らかに説明が足りなかったなということを申し上げたわけがあります。

（何事か声あり）

1番（齋藤 武君） いや、結構ですので、そういうことですので、そこら辺はお互い食い違いがあるかもしれませんが、申し上げておきたいなというふうに思います。

なかなかこの問題に関しては堂々めぐりだとかなる危険性があるので、危ない案件だと思うのですけれども、地方自治法をちらちら見ていましたら、94条という条文がありました。94条すごく珍しい条文でして、町村総会ということが規定されています。この町村総会は、ほとんど使われたことがない条文のようなのですけれども、この条文の中身としては、町村は議会を置かずに住民が集まって物事決めることができるという規定になっています。もしそうなれば、現実的にはそれはあり得ないのでしょうかけれども、そうなれば町民に対して同じように議案を説明するということが発生するわけなのです。これは、すごく原始的な制度だと思うのですけれども、やはり住民自治、団体自治という2つの地方自治の本旨に根源的にのっつた制度だと思います。そう考えると、これ私の議員としての考えです。食い違いあると思うのですけれども、議員への説明というのは、そこからつなげて考えると、町民への説明でもあると思うのです。なので、現実的に説明をしていなかったというのは、言いかえれば町村総会の仕組みから考えれば、町民にも説明しなかったと言えますので、ぜひともこの視点からの説明というのも今後は考えていただきたい

と思いますし、私も議員として今後はいろんな議案が出てくると思います。重要案件いっぱい出てくるでしょうから、説明ということに関しては注視してまいりたいと思います。

時間がないので、熊本地震に関連して質問をさせてください。最初、町長が熊本地震、何を学んだかと言われても、総括がないのでという困惑されておりました。そこがちょっと印象的だったのですけれども、幾つかの各論についてお尋ねしたいと思います。私も、地域防災計画が大事という話を聞いていたものですから、現行の地域防災計画、ホームページ上に載せられてありますけれども、それを見ました。その時点でも、幾つかこれは明らかに現段階でもどうなのという点がありましたので、ちょっと指摘、お尋ねしたいと思います。

ちょっと順不同なのですけれども、1つが24ページというところにあるのですけれども、本町において最大の被害が想定される庄内平野東縁断層帯地震の被害規模ということで想定が載っておりました。表形式です。1つすごく気になったのが、これは想定なのですけれども、最大想定なのですけれども、建物被害、町内で全半壊が約3,500棟なのです、まずこれはこれで。ところが、すごく気になったのが人的被害の避難者が、3,500名の全半壊があるにもかかわらず、避難者が昼間で1,400人、夜間で1,900人ぐらしか載っていないのです。3,000棟の建物が全半壊して、1軒当たり2人いれば7,000名の避難者が出てもおかしくないにもかかわらず、なぜか人的被害ははるかに少ない数字が載っているということで、これどうも県から来た数字なので、町は関知しかねる部分もあるという話でしたけれども、現にこの数字がホームページ上に載っているわけなので、やはりこういう点からしても見直しが必要かなというふうに思うのですけれども、もし総務課長、この数字の意味することをご存じでしたらお知らせください。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

いずれにしても、町長が先ほど述べられましたとおり、この熊本地震の総括がなった暁での国あるいは県の計画の見直し等を踏まえて、町の計画も速やかに改定を図っていくという段取りになるかと思っておるところでございます。ここは、いろいろと今回の津波の被害想定、浸水エリアの見直しというようなことにもあったとおり、多分にして専門家の見解なり、国の調査ということがかかわってきますので、それに基づいてということでの認識、そういう理解を持っておるところでございます。いずれ火山噴火関係の結果も踏まえて見直しをしていきたいと思うところでございます。

具体的に被害規模、建物の倒壊ですよね。建物の倒壊と被害人員の人数が合わないのではないかというのは、これは住宅だけではありませんので、建物とするもの、小屋であったり、土蔵であったり、さまざまなものを全てを捉えてでありますので、単純に掛ける2とはならない数字でございます。この数字では、間違いない数字だというふうに考えていただいて結構だと思います。

以上です。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 建物はもろもろ含むので、その人間が住んでいるところだけでないということであるとすれば、それわかりやすくぜひ記載をいただきたいなと。そうでないと、今回のようなひょっとしたらこれは大変なことではないかということになりますので、そこも含めてお願いしたいということになります。

もう一点、総務課長にその具体例に関してコメントをいただきたいのですが、これも現行の計画に書いてあるのですが、ペットを同伴して避難したときの対応なのですが、これはペットというのは、いわゆる普通のペットだと思います。その対応の記載なのですが、これ避難所への持ち込んだ場合の話なのですが、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育スペースを設け使用させるといふように書いてあります。今の現行のペットは犬であれ、猫であれ、室内飼いがかなり多くなっております。ここには、計画には明らかに屋外というふうに明記されておりますので、恐らくこのとおりやると現場では大混乱が起きるといふことも想定されるのですが、こちら辺は総務課長ごらんになっていただけますか。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

これは、避難所の開設、運営マニュアルの中のペットの飼育ルールという名称での文案、内容でしょうか。確認をしております。

以上です。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 今申し上げたとおり、現実とそぐわない状況だと思います、この書きぶりは。です、当然これも見直しの対象になるかなというふうには私は考えますので、ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

それから、大事な点が福祉関係でありますので、健康福祉課長にお尋ねしたいと思います。先ほど壇上で地震のたびにいろんな物事の考え方が変わってくるというふうに申し上げました。東日本大震災は、まだ余り言葉としては定着していないかもしれませんが、自治体連携元年というふうに言われたと言われています。その前の大きな阪神・淡路大震災のときには、もうかなりそっこのほうは有名な言葉だと思うのですが、何々元年というふうに言われて、それからある物の考え方が大きく変わって今につながっているわけですが、クイズ形式の質問で恐縮なのですが、このとき何々元年と言われたかご存じでしたらお答えいただけますか。

議長（堀 満弥君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

当時無報酬で働く方々のことをボランティアと言っておりましたが、なかなかそういう今のように災害ボランティアとして大勢駆けつけるということもございませんでしたが、この阪神・淡路大震災のときにちょうど社会福祉協議会のほうから要請ございまして、ボランティアの方々が各地から参加をしたということで、このときをボランティア元年と言うようであります。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、ボランティア元年というふうに言われておりまして、今の世の中、もし万が一地震が起きれば、あるいはそのほか災害があれば、すぐにボランティアが駆けつけるというのが一種いい意味で慣習になってきていると。その大きな発端が阪神・淡路大震災だったというふうに思います。壇上から町長の説明で、ボランティアがもし遊佐町で何かあれば来るので、それに対応しなくてははいけないという

ようなお話だったのですけれども、ただ少なくとも地域防災計画を見る限りだと、ボランティアという言葉あるいはその付随する記載は若干はあるのですけれども、果たしてそれだけでは対応できるのかという甚だ心もとないわけなのです。当然社会福祉協議会と共同でやっていく話なので、全て地域生活課ということではないのかもしれませんが、より詳しい具体的なマニュアルというのが実際あるのかどうか。あるいは、これから整備する計画があるのかどうか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

議長（堀 満弥君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） 福祉サイドとして、災害ボランティアセンターの運営については、これまでも東日本大震災を踏まえまして研修等を行ってまいりましたので、たしか東日本大震災の起こった年かその前に、災害ボランティアセンターの運営マニュアルというものをつくってありまして、それを社会福祉協議会と共有をしているという状況であります。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 遊佐町は、特にお米を通して遠くの方とつながりがあります。もし万が一災害があれば、あつてはならないことですが、ありがたいことに多くの人に来てくださるかもしれない。そういうことを考えて、ぜひともこれは改正をしっかりと平時から備えていただきたいなと思います。

それからもう一つ、やっぱりすごく気になっていることを確認させてください。福祉関係です。福祉避難所という言葉が先ほど町長のお話に出たと思うのですけれども、福祉避難所、その地域防災計画に載っているのが6カ所だと思うのですが、そのうち子どもセンターを除けば、例えば吹浦荘だとか月光園だとかゆうすいだとか、現に人が、障害者の方がそこに住んでいらっしゃる、生活していらっしゃる建物なわけなのです。熊本でもそうでしょうし、その前もそうでしょうけれども、そのように福祉避難所という計画があったとしても、災害があれば場合によっては建物が使えないということもあるでしょうし、建物はオーケーだとしても、もともとそこにいらっしゃる方がいるので、避難してきた人が入れないという状況がもうこれ簡単に起きるわけなのです。遊佐町も、ある程度以上の規模の災害が起きれば、恐らくこれは直ちに入れないという状況になると思うのですけれども、そこら辺はどういうふう考えていらっしゃいますか。

議長（堀 満弥君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

当然現在も入所者の方はいらっしゃいますので、それぞれのユニットである個室とか、多床室のほうを利用することはできませんけれども、それぞれの施設においては交流スペース等がございまして、ホールを広く使用しまして、そこに簡易ベッドを置いたり、あるいは福祉ベッドをほかから持ってきたりしまして、そこで対応するという形をとるようにしております。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 簡易ベッドというのは、多分厳しいと思うのです。1日、2日は持ちこたえられたとしても、1週間、10日になるとそれは命にもかかわってくると思います。現にその建物がやっぱりキャパシティーに問題があるというのは、それはそれである意味現実的にありますので、その簡易ベッドもそうなのですけれども、例えば早期に被害の少ないほかの市町村にある程度分散していただくとか、そういうことも含めて計画を立てないと、恐らくこれは厳しいのかなというふうに思うのですけれども、そ

こら辺まで考えていただくことはできませんか。広域避難ということです。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 東日本大震災のときにたしか松濤荘に宮城県からお二人の方がヘリコプターで運ばれてきたという、そんな経過もございました。やっぱり同じ地域で避難協定しても、それは同じ、一緒に被害が遭うということもございますけれども、今日本福祉大学との連携する市町村、結構長野県とかが離れたところ多いのですけれども、そこの総合防災協定も今結んでいます。それら大学等との連携の中で、このエリアで間に合わないことも想定されたときには、そういうやっぱり連携の実をしっかりと探し出すという努力も大切なのか。

今まだ余り皆さんご紹介、ご存じないのですけれども、日本福祉大、名古屋にありますけれども、名古屋の知多半島の何町と言ったっけ、あれ。御浜町にあるのですけれども、そこの連携協定している、山形県でいえば県内でいけば最上町、あとは長野県の箕輪町とか、長野県がかなり多いのです。富山県南砺市、長野県阿智村、長野県辰野町、長野県宮田村、愛知県御浜町、日本福祉大学とその協定、防災まちづくりの推進及び災害時における相互協力に関する協定を既に整えておりますので、それらもしっかりと視野に入れて対応してまいりたいというふうに思います。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 繰り返しますけれども、災害はないにこしたことがないのですけれども、やってくるはずです。そして、その物理的な備え、建物をこさえよう、強化しよう、あるいは物品を備えようというのは、それはそれである意味切りがなくて大変なことだと思います。当然それもしなくてはいけないのですけれども、何が足りていないのか。どこがウイークポイントなのか、そういうものを逆に把握していく、そこを町民に開示していく、そういうこともこれからの防災対策としては必要なかなというふうに強く思います。

最後に、これちょっと揚げ足を取るつもりは全くないのですけれども、総務課長が町政座談会でこれは川柳だということで、災害は忘れたころにやってくるという話をされていました。私これちょっと気になって、川柳なのかどうか調べてみたのですけれども、どうも川柳ではなくて、雪の結晶研究で有名な中谷宇吉郎さんという人がその師匠の寺田寅彦さんの言葉を要約した、天災は忘れたころにやってくるということから転じて、災害は忘れたころにやってくるというふうに言われたようになったのだそうです。何を申したいかという、話のさっきの確認的に申し上げますけれども、現今では災害は忘れないうちにやってくるというように完全になりましたので、そこはくれぐれも重々意識をしていただきたいと思います。

それから、とりわけいろいろな冬の夜間であったり、夏の昼間であったり言われますけれども、災害想定されますけれども、遊佐町においては、最悪真冬の猛吹雪のときに何か起きるとということが考えられます。そうなればテント生活、テントでのぐだとか、そういうことはもう非常に大変なことになってきますので、そういうことも含めて総合的に常に最新の知見を取り入れて、これだからいいのだとか、こうやっていますから大丈夫だということではなくて、謙虚に当たっていただきたいということを強く申し上げます、質問を終わります。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

川柳と申し上げた災害は忘れたころにやってくる、おっしゃるとおり物理学者の言葉でありまして、ただこれは川柳だということを斯界では通説になっているということでありまして、あの町政座談会で私も一言添えました。災害は忘れなくてもやって来るということ添えたつもりでございます。

遊佐町といたしましては、先ほど来地域防災計画の見直しというようなことも意見いただいております。もちろん計画は速やかにその都度、随時、随時見直しを図っていく。万全なものにしていくというのは、これは基本だというふうに思っておりますが、一方で町あるいは地域、集落あるいは事業所、いろんな団体と町ぐるみでこの例えば実施訓練を行うだとか、あるいは机上訓練も含めて学習の機会を設ける、あるいはワークショップなどを通して地域防災計画のもとで各種マニュアル、そのもとのマニュアルあるいは行動指針、要綱等をしっかりと整えていくということが必要なのだと思います。これから、そして防災のみならず減災という概念をしっかりと位置づけていくこと。計画つくったからいいのではなくて、もちろんそうでありません。し続けるということ、見直し続ける、あるいは啓発し続けるということが非常に大事なのだというふうに思います。皆さんとともに、地域防災計画を育てていきたいなというふうに思っております。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 5月15日、本願寺境内において諏訪部祭が行われました。あれは1804年、まさに鳥海山噴火に伴う大災害、わずか212年前に海であった象瀉が陸地に化したほどの物すごい災害がこの地に起こった。そして、象瀉はあのような状態であったけれども、我が町でも大変な被害、人が亡くなった、建物は壊れた、馬は死んだ、具体的な数値も示されておりますけれども、あれらが現実的に212年前この地に起こったわけですから、やっぱりいつまた起こるかもしれない。それらについての備えというのは、非常に大切だと思っております。

小学校の子供たちから参加していただいてあの映像を見せていただくたびに、ああ、やっぱり当時の諏訪部権三郎、代官も大変だったと思うのだけれども、遊佐の元町の皆さんとか遊佐町の皆さんがまさにそれは立ち直るためには大変な努力をしたのだなという思いであります。あの諏訪部祭で、やっぱり鳥海山とかこの遊佐町の大地の平安ならぬこと、四大祭の一つとして祭っているわけありますので、何とか安全な町でありたいなという思いであります。私3.11、東日本大震災から学んだものが多いと申しました。まさにハードについては、やっぱり有限なのです。お金をかけても、かけてもそれは有限でしかない。ただ、ソフトについてはやり方によっては無限大にやれるなという、思い、訓練とか、それについてやっぱりハードは有限だけれども、ソフト、備えは本当は無限にあるのだなという思いで訓練して、この町の守り強めていければと思っております。

ただ、私消防団の皆さんの集まりで言うのです。みずからの命をまず守ってくれ。逃げていてもいいから守ってくれ。自分の命が守れなくて、どうやって人の命を守ることができるのでしょうか。それだけはやっぱり、逆に言うと役場の職員に対しても、みずからの命を守る大切さをしっかりと、まず家族を守って、そして防災、その事後対策に当たるといふ、そんな姿勢を徹底していきたいなと思っております。

以上であります。

議長（堀 満弥君） これにて1番、齋藤武議員の一般質問を終わります。

午後3時5分まで休憩いたします。

(午後2時47分)

休

憩

議長(堀 満弥君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

(午後3時05分)

議長(堀 満弥君) 11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) 通告に従いまして、一般質問を始めたいと思います。

空き家についてでございますが、現在の空き家数は全国で820万戸で過去最高となり、全国の住宅の13.5%を占めていることがわかりました。空き家の数は調査のたびに増加し、平成5年に448万戸だったところ、平成25年では820万戸とこの20年間で1.8倍になっております。また空き家率で見ると平成10年に1割を超え11.5%となり、その後も緩やかながら一貫して上昇を続けています。空き家とは1年間居住なし、電気や水道の使用がないなどで空き家と判断することになっております。

最近では空き家の増加に伴い、空き家に関するトラブルが多発しております。全ての空き家が近隣住民に被害をもたらす問題空き家ではありませんが、きちんとした管理がされていない放置空き家が社会問題化しております。建物が管理されずに長期間放置されてしまうと建物の老朽化はどんどん進んでしまい、倒壊の危険性や治安の悪化、放火の誘発や不審者の侵入、害獣・害虫の発生などさまざまな問題を引き起こしてまいります。放置空き家の所有者は頻繁に現地に行くことはしないため、問題の発見がおくれ、事態がどんどん深刻になってしまうケースが多々あります。問題空き家としないためには、空き家を定期的に訪問して適切に管理を行い、何かあればすぐに対応しておくことが大事であります。誰も管理していない土地や住宅が引き起こす問題は主に4種類に分類されます。放火による火災、老朽化による倒壊、犯罪の温床にもなる不法侵入、そして景観の悪化であります。どれも近隣住民に深刻な被害をもたらす可能性があるため、空き家は適正に管理することが重要であります。

誰も管理していない空き家がこんなにふえてしまったのかについてはさまざまな事情がありますが、代表的なものとしては以下の問題があります。1、実家を相続したが高齢のため体力的に空き家管理ができない。2、遠方に住んでおり、頻繁に管理するのが不可能である。3、建物は利用予定がないが、固定資産税が上がってしまうので壊せない。4、相続人でもめており、誰が家を相続するのか決まっていないなどあります。ほかにも親の7回忌が終わるまでは売らないと決めている場合があったり、空き家管理サービスが高額、例えば通常月額1万円程度で利用しづらかったり、といったことも原因として挙げられます。

平成27年5月に施行された空き家対策特別措置法では所有者に空き家の適正管理を義務づけるもので、放置空き家の所有者に対して改善の命令や勧告を行うことができます。それでも改善されない場合は50万円以下の罰金となるほか、倒壊の危険がある場合は行政代執行も行うことができます。また、日本で初めての空き家条例が平成22年10月に埼玉県所沢市で制定されてから、全国で300を超える自治体が導入しております。倒壊のおそれや衛生上問題のある空き家、すなわち特定空き家の所有者が勧告を受けると固定資産税の優遇が受けられなくなります。国土交通省は特定空き家の判断基準や特定空き家に対する措置の

手続について市町村向けの指針（ガイドライン）を定めました。

ガイドラインのポイントとしては、1、特定空き家と判断すべきかどうか調べるため、市町村に立入調査の権限が与えられた。空き家の所有者が立入調査を拒めば20万円以下の過料が科せられる。2、特定空き家と判断されると市町村長は、その所有者等に対して、除却、すなわち解体、修繕、立ち木や竹の伐採、その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導、勧告、命令することができる。この順に3段階で是正措置が実施されます。市町村に条例がある場合は、条例よりもガイドラインのほうが優先されます。特定空き家と判断され、撤去・修繕など指導を受けながら改善されない場合、勧告が出されます。勧告を受けると固定資産税などの住宅用地特例から除外されます。2016年度分から特例の対象外になります。固定資産税の住宅用地特例は家屋があれば土地の固定資産税を更地の場合よりも最大6分の1に優遇する措置であります。特定空き家として勧告を受けると住宅用地特例の対象外となり固定資産税などが最大6倍までにはね上がることとなります。勧告を受けても改善されない場合、命令が出されます。命令に従わなければ50万円以下の過料を科せられます。また市町村が強制的に撤去するなど行政代執行が可能となります。この場合、費用は所有者から徴収されることとなります。

ここで、特定空き家の定義であります。1、そのまま放置すれば倒壊等著しく危険となるおそれのある状態。2、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態。3、適切な管理の欠如で著しく景観を損なっている状態。4、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であります。ガイドラインは勘案すべき事項を示すとともに、協議会において学識経験者の意見も聞くなどして総合的に判断されるものと慎重な対応を求めています。遊佐町でも空き家は増加傾向にあるようですが、これまでの推移と今後の予測はどのようなもののでしょうか。特定空き家に認定されそうな空き家はどのくらいあってそれぞれどのような状況になっているのでしょうか。空き家対策は真剣に取り組むべき課題であると考えますが、空き家条例を制定して町民の不安を取り除いて、健全な住宅環境を整備し住みやすい町にしていくことが望ましいと考えます。空き家条例の制定について伺います。

これで壇上からの質問を終わります。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、11番、斎藤弥志夫議員に答弁をさせていただきます。

質問の趣旨といたしましては、空き家対策に真剣に取り組むべき課題であると考えるので、空き家条例を制定して町民の不安を取り除いて健全な住宅環境を整備し、住みやすい町にしていくことが望ましいのではないかとご提案をいただいたところでありました。遊佐町では、平成25年に「遊佐町空き家等の適正管理に関する条例」を既に制定いたしました。この条例の目的は、空き家の適正管理に関し所有者の責務を明確にし、空き家等が管理不全な状態になることを防止することにあります。そのために管理不全な状態にある空き家の所有者に対し、町は助言または指導、勧告、命令、公表を行うこととしており、命令に従わない場合は代執行を行うことができるとしてあります。

昨年5月に国は「空き家対策の推進に関する特別措置法」を制定されました。これにより、市町村はそのまま放置すれば保安上危険となるおそれや衛生上、また景観上で不適切な状態の空き家を「特定空き家」として、その把握に努め、必要に応じて町の条例に定めるよう措置を講ずることができるものとしております。また特別措置法では、命令に従わない場合の過料や固定資産情報の活用による所有者の把握を可能

とする内容が盛り込まれております。この法律では、市町村は空き家対策に関する計画を策定することができるとし、協議会の意見を聞きながら対策を進めることとしております。

遊佐町における空き家の現状と対策については、空き家に関する調査を平成17年度からこれまで4回行っております。昨年度の調査では、区長会のご協力、そして集落支援員2名の大変なご尽力によりまして、486軒の空き家が報告されております。我が町の空き家率、全国は国は13.5%であります。我が町では9.4%となっております。個別の空き家への対処といたしましては昨年度、集落の区長さんや近隣からの苦情に基づいて5件の文書による適正管理を促す助言・指導を行いうち3件は改善に至っております。また、管理不全が継続して対処の難しい空き家2軒への対応について、平成28年1月には空き家保全適正管理審議会を開催し、審議会の意見を伺って対応を行ったところであります。平成28年度からは遊佐町危険老朽空き家除去費補助金交付要綱を制定し、財政的な支援も整えたところであります。

今年度に入ってから4軒の空き家に関するご相談をいただき文書による助言・指導を行っております。しかし、相続が行われていなかったり、税務上の管理者の所在が不明であるなど、空き家それぞれに異なった課題もあり行政の範疇では対応が難しい事例も生じ始めております。今後とも、当該集落や地域とも情報共有と連携を図りながら、関係法令及び町の空き家適正管理条例に基づいた、指導等、個別の空き家の事情に合わせた細やかな対応を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 空き家で最も問題になるというのは、近隣の住民が所有者が不明で適正に管理されていない空き家が近くにあたり、今後の管理状況の予測がつかめない点に不安を感じていることだと思います。この問題を根本的に解決するためには、ふだんから地域のコミュニケーションを円滑にして、不在となる所有者が何かあったらここへ連絡してくださいという意思を近隣住民に伝えられる環境をつくっておくことが大切であると考えます。今後ますます進んでいく高齢化や少子化によって、管理不全な空き家はふえていくことが懸念されます。こうした状況を踏まえて、町は空き家の改善方法を指導するだけでなく、地域活性化のために空き家を子育て世代に安く貸すための仕組みづくりや、福祉を目的にして空き家を地域の高齢者の憩いの場などにできれば活用できるような方法なども検討することが必要ではないかと考えます。

また、一般的にその空き家条例というものは、そんなに長いものではないようです。普通初めに目的というものがありまして、これは空き家が放置され、管理不全な状態になることを防止することによって、生活環境の保全及び防犯の町づくりに寄与することを目的とすると。これが大体の目的となっているようでございます。そして、若干用語の定義というものを言いますと、空き家等というのは町内に所在する建物、その他の工作物が常時無人の状態にあるものだと。それから、管理不能な状態というのは、建物その他の工作物が老朽化もしくは台風等の自然災害により倒壊するおそれがあったり、もしくは建築材等の飛散による危険な状態になったり、不特定者の侵入による火災や犯罪が誘発されるおそれのある状態であるということです。町内に所在する建物、その他の工作物を所有し、または管理する者が所有者等であるということになっております。そして、管理の形態としましては、町民の皆さんからのどこにどんな空き家があるよというふうな情報提供が、例えば役場に届けられることが一番先になっているようです。そして

その次は、実態を調査すると。調査権も与えられましたので、実態を調査することができるわけです。その後、実態がわかってから助言、指導及び勧告だということになります。それで、リフォームしてきちんとした状態になればそれでいいわけですが、それに従わなかったような場合は命令あるいは公表、警察、その他関係機関との連携というふうな形にまで一応なっていくわけでございます。そして、どうにもならない、何もしないと、命令してもというようなことになると、行政代執行という、これは極めて珍しいケースなのですけれども、実際めったにないようです、行政代執行が実際に行われるというのは。条例としてはちゃんとあるのですけれども、これまでやられるというのは実際にはめったにないことのごとくでして、代執行というのは国や自治体の行政機関の命令に従わず、義務を履行しない者に対して行政機関が強制的に撤去や排除を行うことであって、それに係る費用は命令に従わない者から徴収すると、こういうものなのですが、これまで行うというのは本当にめったにないことごとして、ちょっとニュースになるような場合が多いのではないかなと思います。

そしてまた、空き家の高い県としては、山梨県が17.2%、それから愛媛、高知、徳島、香川、この四国が高く16%台になっております。四国は非常に空き家率が高いです。逆に空き家率が低いのが宮城の9.1%とか、それから沖縄9.8、山形県は全体的に10.1%、遊佐町が9.4%ですから、かなりまだ空き家の割合は低い町のほうだと思います、遊佐町の場合は。こういう状況になっておりますけれども、ただ最近の傾向としましては、その空き家をとにかく適正管理するというのはこれ前からそうなわけですが、空き家のその有効活用というものに最近視点がちょっと移っている面があるようでございます。ですから、その有効活用についても、ただ空き家を管理するというだけではなくて、町としても有効活用についても何か示していただければなと思うのです。ただ、最近は350万円くらいかけて、1軒当たり。リフォームをして、他県とかほかの地域から入っていただいて暮らせるような形もとっておるようですが、まだそういう件数は大分少ないようですので、もっともっと一般的な有効活用についても、指導なりあるいは補助金などを出していただければ、もっと空き家の活用というものは進むものかなと思いますので、その辺の対策についてももう少し踏み込んだものになればよいのではないかなと思います。空き家の有効活用です。

それから、よく最近言われているのですけれども、空き家バンクなのですけれども、空き家バンクというのは、平成17年以降に相次いで設立されてきて、市町村の半数以上、それから都道府県の4分の1以上が開設しております。特に人口減少が著しい過疎地での開設が目立っておりますが、しかしその利用実績は余り芳しくないようでございます、空き家バンクについて。さらなるサービス内容の向上が必要であると考えられます。1つの例ですけれども、島根県の雲南市の例では、物件情報の収集とか定住後の相談までワンストップで全てが事足りるような配慮をしてくださっているようなので、遊佐町でもできればそういう形でもって空き家利用を、探している方について対応していただければ、利用率もよくなるのかなと思います。また、空き家そのものの改修費用の一部負担とか、そういうふうなほかの自治体でなされていない取り組みで成功しているという例があるようです。このワンストップというの、私も初め言葉の意味がわからなかったのですけれども、ちょっと調べてみたら、1カ所ですべての空き家関係について全部の用事が足りることだということになっております。そして、何でも1カ所ですべて。あっちこっちにまたをかけたように聞いたり、動き回らなくても用が足りて、空き家関係は手続きがそこで全部済むと、気に

入れば。そういうものようです。こういう取り組みの仕方にもこれから力を入れていただければ、もっと空き家の利用者はふえるのではないかなと思いますので、その辺の対応についても答弁お願いしたいと思います。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） それでは、私からまずはご答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど壇上のご質問の中で、この空き家が引き起こす問題4点おっしゃられておりましたけれども、その前に若干もう一点触れられておりました害獣、害虫の発生の問題というようなことで、つまりハクビシンだとかタヌキがその空き家にすまって、そしてそれが空き家が鳥獣の温床となって、そして農作物等に被害を与えると。これは、特に西遊佐地区では問題となっているということもありますので、この5点が不全空き家の問題点かなというふうに考えておったところであります。

地域の住民、とりわけ集落内、隣近所の住宅の皆さんが不安に感じられているとおっしゃられましたが、もう不安どころではないのです、今の現状は。我々がこれまで扱ってきた案件では、悪い例を申し上げるともう隣のお宅の小屋にのしかかっているだとか、それからトタン屋根が飛んできて、隣のうちに倉庫が傷んで十数万円の経費をかけて修繕しただとか、これがこのことも大変な状況なわけでありましてけれども、要は人命、人体の被害がまだ与える状況、幸いそういう状況になかったということがまず幸いだなと思いつつ、ですからこのところの人体被害があるような状況は、まず何としても町でも地域等あるいは集落、何といっても土地の所有者あるいは納税管理人であったり、相続放棄をしている物件もありますので、そうした場合関係身内の皆さんとまずとにかく面談をするなり接触をして、そういうところは食いとめていきたい。いわば応急措置的ではあるのですが、まずこの危険の除去が第一優先であろうというようなことで対応してきたところであります。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、町では平成25年の2月に空き家適正管理条例を制定をして、その条例のもとで対応をとってきたところでございます。一方で、2問目のご質問にありましたとおり、その有効活用ということも含めて、危険空き家、老朽空き家の対策と活用という両面の対策をとってきたというものでありまして、総務のほうでその危険空き家、老朽空き家の対策を現在担っているところでございます。

若干もう少し状況を、特異的な事例をちょっとご紹介させていただきたいと思いますが、町政座談会でも何力所かで話題になりました。それで、何とかしてもらえないかという窮状を訴えられたわけでありまして、翌日私も現場を見ていなかったというようなことで早朝から対応させていただき、できれば今週中に最低限の措置はとりたいというようなことで、警察にも連絡をとり、関係の団体とも調整を図る中で一定の対応を今週中にさせていただくというふうな状況のものもございまして。個別、個別に置かれた状態が、条件がみんな違っていると、極端に言えば。そういう中でのより早い、よりきめ細かな対応をすべく対策をとっているところでございます。

この間、条例の規定に基づく空き家審議会の開催もして意見の聴取をしながら、いわば町民の代表である皆さんからのご理解を得ながらの対応でもあり、また顧問弁護士に法的な相談もさせていただきながら、我々違法的な行為はできないというようなこと、私有財産のどうしても限界というようなことも介在しておりますので、そういったところの調整を図りながら、法に抵触しない範囲でやれることの最低限、最大

限の方策をとっているという状況でございます。

私からは以上になります。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） それでは、空き家の有効活用について企画からも少し若干補足させていただきたいと思います。

空き家の有効活用ということで、企画課では定住促進という意味で空き家を利活用、移住者に対して利活用させていただいているという状況でございます。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、昨年の11月からことしの2月にかけて集落支援員による、区長さんから協力をいただきまして、空き家を確認をさせていただきました。町長答弁にありましたとおり、軒数は486軒ということでございますけれども、その486軒のうち要するに利活用できそうな中古住宅といえますか、移住者に対して賃貸または売買できそうな軒数は、およそ半数の242軒ほど活用できそうだという情報を得ております。そのうち現在空き家バンクとして登録していただいているのが33軒、そのうち16軒ほどは売買または賃貸で成約しているという状況でございます。

あと、町がある一定程度のお金をかけまして整備しておりますリフォーム案件については、現在6棟ほど完成しております。これも、6棟ほどこの間審査会のほうで決定になって使用者が決まっているという状況でございます。あと、多機能型の住宅も2棟ほどございまして、あとそれからことしから始まりましたチャレンジファーム事業、これに伴いますチャレンジハウスというのも1棟整備してございまして、それも順次活用していくという状況でございます。一般的な有効活用については、まだまだこれからの検討課題という認識をしてございますけれども、ワンストップでの対応という面を考えれば、遊佐町ではIJUターンの促進協議会というのを整備したございますので、その協議会の中で集落支援員、それからNPO法人田舎暮らし応援団、これらでワンストップのほぼ全ての内容を移住者の方には提供できているという認識でいるところでございます。

議長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 今お話し伺ったのは、空き家についていたわけですがけれども、害獣とか害虫がすみつくというふうなことから考えますと、これ空き家だけでなく例えば古くなった車庫だとか、倉庫といいますが、この辺で言えば蔵というイメージだと思いますけれども、多分この辺にも害獣がすみついたりというふうなこともあるのではないかと思います。ですから、空き家ということでこのことはなっているわけですがけれども、一般の構築物といいますが蔵とか倉庫とか、そういうものがもう古くなってどうにもならなくなっているというようなものについては、この空き家条例では対応できるのでしょうか。それは、家でないと言えど家ではないわけですがけれども、その辺です。建物の数としては、かなりあるのではないかと思います。

そしてまた、約半数が活用ができそうだということなのですが、では半数はほぼ活用できないだろうということになるのではないかと思います。その場合、程度の違いというのはかなりあるのではないかと思います、特に空き家の場合は。あると思いますが、要するにその特定空き家に指定されそうな空き家も私は結構あるのではないかと思うのです、多分。これだけの空き家、ほぼ半分くらいが活用できないような空き家だとなれば、特定空き家に指定されるような空き家も結構あるのではないかと思います、その辺

もうちょっと伺いたいと思います。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

町の条例名を先ほど申し上げましたが、正確に申し上げますと、空き家等の適正管理に関する条例と、等で結んでいるのです。等で結んで、例えば町長の答弁にもありましたとおり、今年度から補助金事業を立ち上げたわけでありまして、老朽空き家解体支援事業補助金。ここでも、要綱を整備しながら対応を検討、対象物件をどこまで広げるかというような協議をしてきておるのですが、どうしても空き家物件が上がってきた場合、相談が寄せられた場合、住宅に加えて倉庫なり土蔵なり、いろんな物件が付随しています。どちらかという、小屋のほうが老朽状態、危険度が高かったりというようなことで、ではどこまでのこの補助事業対応していくのか。家屋が優先ではあるものの、この辺がやっぱり個別の判断というようなことで、ちょっとまだ適用事例がないのですが、この補助事業の。ないのですが、ここはこれからの事例に基づいて少し内容の吟味、制度のあり方が取れんされていくことになろうかなというふうに思います。皆さんからも、ぜひこの辺いい工夫があったらというようなことでご指導いただければというふうに思うところであります。

特定空き家という先ほどから話題にさせていただいておりますが、念のため申し上げますと、町の条例が25年2月に制定をされて、その後国の空き家等対策の推進に関する特措法が26年制定なって、ここで特定空き家という概念が入ってきました。法律に基づいて、たしか先ほど計画を、特定空き家の対策に係る計画の策定の求めが先ほどありませんでした。なかつたですね、済みません。この法律では、市町村の責務として計画の作成、そして計画を踏まえた対策の実施というようなこと、これは必ずしも義務ではないのですが、努めることとしておまして、遊佐町ではこの空き家対策計画の策定というのはまだなっておりません。ここで特定空き家と認定をいたしまして、そして総合的な施策を展開していくと。先ほど2つのパターン、つまり特定空き家、危険空き家、老朽空き家対策と活用空き家の話をしていましたが、その前段での空き家にならないための予防対策、議員がおっしゃるようなやっぱり地域のコミュニティーの醸成を図りながら、事前にその情報をキャッチして、うまくこの活用も含めてなのですけれども、転用なり売却あるいは更地化するというようなことを進めていくということも総合計画の一環でありまして、早期発見、早期治療といいますか、そういうことを目的とした計画、法律がそういった趣旨で定めておるということで、このところのまだ遊佐町は踏み込みはしていないということで、今後第8次の振興計画にはやはり一定、主要な課題として何らかの形で位置づけをしていかなければならないであろうと。議員おっしゃるとおり、空き家がもう加速度的にふえているという状況がございますので、いよいよこの分野に少し踏み込んだ形で、行政が踏み込むというような形になってくるのかなというような認識であります。

以上です。

議長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 特定空き家というふうになるまでには、それなりの経過をたどるわけでございます。その途中におきまして、指導とか改善とかあるわけですが、これが特措法においてですけれども、勧告が出されるという段階になりますと、勧告になりますと、固定資産税に対するその特例といいますか、上物が建っていた場合は、その土地の固定資産税部分については6分の1で済んでいたわけで

すけれども、済むというのが今までなわけです、固定資産税、土地に対しては。ところが、勧告が出されますと、勧告が出されても何らその所有者がそれを改善しないでそのままさらにほったらかしにしておいたという場合ですと、固定資産税が6分の1になるというその扱いがなくなるわけです。ですから、その辺は特措法というのは、完全に一步も二歩も踏み込んだ対応になっているわけでございます。

ですから、所有者にしてみれば、どんなにぼろぼろの家であっても、空き家にしておいてほったらかしにしておいても、固定資産税が従来と同じように6分の1で済むということにはもはやならないわけです、勧告が出されればすけれども。ですから、その辺も周知する必要があると思うのです。それは、その狙いというのはあくまでも放置空き家、そういうがたがたの放置空き家をなくするということが目的でこういう勧告というものを取り入れているわけです。ですから、その辺はこの法律そのもの自体がそういう目的でできていますので、総務課長、その辺もう少し周知していただいて、そんな極端にがたがたの家を空き家状態のものを持っていても何にもならないのだよと、実際。ということをお所有者に十分知らしめる必要があると思います。ですから、その辺はまだ何かやっていないみたいなので、ぜひこの法律の趣旨にもっとそういう対応をしていただきたいと、このように思います。どうでしょうか。

議長(堀 満弥君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) おっしゃるとおりだと思います。法律にのっとってという、まだそういった町では制度化をしていないという状況、一方で町の条例に基づいて条例のもとで指導等に当たってきていると。

条例の構成も、今のご指摘の実態調査なり、助言、指導、勧告、命令、立入調査等々これはできることとなっております。ただ、実際にはそこまで、条例のもとでもまだ踏み込んでいないというものでございます。何とか水際対策ではないのですが、今そういう状況、個別の指導、改善に当たっているという状況でありまして、先ほど申し上げましたとおり、法律のもとでの対応、つまりは具体的には計画の策定というの、我々の念頭にはございます。どうしても実効性を上げるという意味では、何らかの形で強制力を働かせる必要があると思うのです。中にはやっぱり非常に言葉は悪いのですが、悪質、我々の目から見るといかなものかなと、その所有者のリアクションに対してのものもありまして、ちょっと非常に対応の悪いものもありますので、そういったものについては、やはり強権的に対応していかないとという部分もございまして、町の条例にもそういった物件については一定の手続を踏めば公表して、町民あるいは皆さんに知らしめて、そして代執行というところまで最終的に持ち込めるような条例構成になっているということもありますので、やはり今後町の条例でしばらくは対応せざるを得ないかと思いますが、総合施策をとっていくという意味では、まず最終目標は計画策定、つまり法律に基づいた対応。この間、企画、総務、それから住宅を管轄しております地域生活課あるいは税の関係、町民課、主にこの4者で、あるいは健康福祉課も入ってきますが、全庁的にプロジェクト化しながら条例のもとでの総合施策としての展開を、対策をとっていききたいなというふうに思っております。いましばらくお時間をいただきたいと思っております。個別のものについては、しっかりときめ細やかな対応をしていききたいなと思っております。

以上です。

議長(堀 満弥君) 11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) 総務課長、条例に従って対応していきたいと。私も、その考え方は十分わかる

のですが、27年5月に施行されました特措法によりますと、これ国土交通省で一応定めたもののように。ガイドラインというものを一応出したわけです。これ市町村向けのです。ガイドラインというものを出しました。すると、それ以前に各市町村でその空き家について条例で定めているものがある市町村もあるわけですが、ないところもあるわけですが。では、その場合そのガイドライン等があるし、条例もあるしということになるわけです。では、その場合どうなるのかということを一応出てくるわけですが、この場合はガイドラインが優先することになります。現実の対応としては、国交省で出したガイドラインを優先して対応していくというのがまず私が調べた範囲ではそういうふうになっております。ですので、いつまでも町の条例に従って温かく見守っていくというような対応ではなくて、その現実をはっきり見定めてもらって、やはりこの国交省が出した市町村向けの指針、つまりガイドラインに従って私はその空き家対策というものをやっていくべきではないかと思うのです。

ですから、今までの25年にせっかく定めた町の条例があって、それで対応していくという考え方もわかるのですけれども、やはりこのもととそこのガイドライン自体がもう空き家がこれからどんどんふえるだろうと、こういう想定のもとに、そういう見込みのもとにつくられたガイドラインなわけですので、ぜひこれ、27年5月ですから、もう1年はたっているわけです。1年経過していますので、ぜひもうこういう形でもって空き家等、空き家とか倉庫とか、そういう害獣がすみついたようなところとか、そういう形でぜひ対応していただきたいと思うのです。もう1年もたっているのだから、やっぱりそういう形でやっていくのが私はある意味当たり前ではないかと思うのですが、その辺になれば、では多少条例の書きかえも必要になる部分もあるかもしれないし、できるだけ早急に対応していただきたいと、このように思いますので、そこは前向きに対応していただきたいと思います。

議長(堀 満弥君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) ただいまのご意見に対しては、全く否定するものではございません。どのタイミングを見計らって法律なりガイドラインのルールを町の制度として適用するかということなわけですが、先ほども申し上げましたとおり、今現在8次の振興計画の議論の緒についてところでございまして、これは今後の人口8,000人という人口減少時代の中で非常に重要なウエートを占める課題だと認識しておりますので、いい制度をもう何ぼでも早く導入するということは理想なわけですが、状況が刻々変わっている中で、まず条例のもとで今年度あるいは来年度しばらく実施に当たらせてもらいたいと思います。条例のもとで設置しておりますので、審議会の皆様からのご意見を伺うなどして、少し判断のよりどころを見出していきたいと思います。

これ、町村会でも国に働きかけておるのですが、先ほど申し上げたとおり刻々と空き家の状況が課題が、問題が拡大していく中で、これは全国的な問題としまして山形の町村会でも新たな制度の創設、財政支援というような要望を出しておりますので、そういった国の動きと連動させながら、法律とガイドラインとのすり合わせを行いながら、遊佐町ならではの対策をとっていければいいのかなと考えております。

以上です。

議長(堀 満弥君) 11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) 課長おっしゃるように、いずれこの町は8,000人程度になるのではないかとこの予測も、非常にシビアですが、そういう予測も出ているわけでありまして。人口減少が激しく起これ

ば起こるほど、その空き家というものは当然余計出てくるはずなのです。そうなるわけです。ですので、これはやはりいずれ今のところ9.4%くらいでとどまっているようではありますけれども、もっと十数%という形に将来的にはなるのではないかとも思われますので、町の景観も含めて重大な問題になっていくのではないかと思います。

そういう意味で、できるだけ早く我々一般町民も不安を持たずに暮らしていけるような、ほぼ完璧な空き家条例のもとで暮らしていけるような、そういうものをぜひつくっていただきたいと思います。その辺は町長にもお願いして、もうちょっと、25年に空き家条例ができたというのは、それはそれで結構なのですが、多少事情が変わってきたとも考えられます。何せそのガイドラインというものが新たに出されましたので、その辺も加味した形での条文の書き直しといいますが、その辺も私多少必要ではないかなと思いますので、もうちょっと時流にあった条文にしていいただきたいと、これをお願いして私の質問は終わりたいと思います。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 大変提言という形でありありがとうございます。

国が法律をつくりました。各市町村に求めるのは、計画をつくりなさいよということがまず来ます。計画がないところには補助金は出しませんよという、次にそれを準備しているので、やっぱりまず計画をつくると。そして、その計画をつくった時点でその町の条例と国の法律の乖離を埋めていくという形の手順が必要だと思っています。なぜならば、今のあり方でいくと、全て町が単独のお金で財政負担をしなければならないというのが今の現状です。これを少しやっぱり町として国のいろんな予算等の獲得を図るならば、まずは国から求められた計画をつくって、そしてそのできた時点で国との法律との町の条例との乖離をしっかりと埋めて、そこで初めてその計画が実行される、そのような手順を踏んでいきたいと思っています。やっぱり町単で特定空き家代執行せよと言っても、それはそれは議会の皆さんの議決を得なければならないということもありますし、費用については全部町単独という形が想定されます。そんな中で、国は法律つくればその何分の1か多分支援しますよというような形が出てくると思うので、今町村会でそれらを要望しているところでありますので、それら等がやっぱりしっかり予算的なものも支援をいただきながらやりたいなと思っておりますので、ご了解を願いたいと思います。

町として、また山形県の町村会として、将来をそんな甘くみんなが見ているわけではないと思いますけれども、できる範囲内で今9.4%という数字、多分庄内では一番空き家率は低いのだと思います。けれども、これ今企画サイトでまさにワンストップ窓口で定住促進という形で活用、登録をいただいている。それで、家財等処分が必要なものについても、町単独で処分する制度と補助金等整えてまいりました。それらやっぱり活用という点からも、もう少しまだまだ不足していると思います。力を入れていきたいなと思っております。

以上であります。

議長（堀 満弥君） これにて11番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） 先月5月12日、13日、全国の議員600名が集まる明治大学のアカデミーホールで、地方がつくる日本の未来、議会住民自治をテーマに遊佐町議長の快諾をいただき、私も1人で参加させて

いただきました。そのとき、今きょう議員の皆様がお話しになった3.11、熊本大地震、3.11で被害があった陸前高田市の女性議員とご縁があり、その女性議員が自費で遊佐町に来てくださいました。自分たちの町が失ったものが、松林が、海が、小学校が、公民館が全てそろっている町ですねとおっしゃいました。私は気づきました。甘えていたのだなと。私たちができることをこれから少しずつやっていきたいと思いました。そのとき、普通は3カ月、半年かかる視察の要綱を議会事務局、遊佐町議長様、副議長様、執行部の皆様が粛々をご用意くださって、女性議員と津波で奥様を亡くされた男性議員2人、合計3名が当町に訪れました。遊楽里に宿泊し、帰りには地元のお酒を買って、遊佐町のお酒を買って帰っていただきました。小さな、小さなご縁でしたが、とても私には思い出に残るものでありました。

今回私の一般質問は、私たち議員が他の自治体に研修に行かせていただく一番重要な目的は、町のために先進的な取り組みをしている事例や実績を学び吸収し当町の発展のためにフィードバックすることにあると思うということです。ただ単にその場所に行った、見てきた、よかったということだけでは町の成長には全く寄与しないのではという思いのもと、去年私は先輩議員たちと文教産建常任委員会で研修に行かせていただいた富山県氷見市長の取り組みはとても素晴らしいものでございました。何がすごいかというと、例えば庁舎に入るとずらりと職員の啓発本が並んでございます。「9割がバイトでも最高のスタッフに育つディズニーの教え方」、チーム全員がリーダーになるように人を育てる法則、社会人として大切なことはみんなディズニーランドで教わった、素質は問わない、ディズニーの人材育成メソッドとは。意識改革を啓蒙するように、そこは市役所ではございません。まるで民間の成長有望株の企業が設置しているかのごとく、ずらりと本が並んでいるのです。それも、ただ並んでいるではありません。1冊1冊その本の重要性や市の職員の方がどう市民のために動くのがベストなのか、手書きで一目でわかるようなコメントまでもディスプレイされているのであります。市役所が収入源である税金を払って下さる市民の方をカスタマーとして徹底したカスタマーサービスを施行する。今までやってきているとは思いますが、当町もある意味株式会社遊佐町役場、有限会社遊佐町役場の発想でさらなるスキルアップのために、職員研修をまずは、小さな接遇研修の徹底を手がけていくべきではないのでしょうか。

さて本題に入る前に過去3年間の当町の職員研修の実態についてお問い合わせしたいと思います。どのような内容の研修を職員の方々にたくさん能力の持っている、スキルが、ポテンシャルが高い方たちの人たちが受けているのか、また、当町の期待の星となる新人職員はどのような研修をどのくらいの期間受けているのかを教えてくださいたいと思います。その明治大学の研修では、これからの自治体が生き残れるかどうかは、職員が夢を語る人をしっかりつくろう、これを合い言葉に頑張っているところですよというフレーズがございました。夢を語って日々の業務に邁進すれば、きっと今我々が行っているさまざまなことがかなっていくのではないのでしょうか。

第2問目は、町民の方から何とかしてほしいと再三私のところをお願いされているささいなことですが、安全、安心の町づくり、モラルとマナーの向上をうたっている観光にもこれから力を発揮していく当町の町づくりに関してとても大事な案件でございます。皆様ご存じの子どもセンター近くの中央公園のトイレトーパーが日々、日々一個ずつ、5月は合計30個紛失してしまっております。決して私は犯人を見つけることのためにこの壇上でお話ししているのではございません。公園を日々管理されている方にヒアリングにうかがったところ当町の職員の方は一生懸命対応してくださっているとのことでし

た。この案件の実態といつごろから紛失が加速したのかと今までそれに対して講じてきた策をどのような効果があったのかをお伺いしたいと思います。たかがトイレットペーパーでございます。しかし、1カ月30個、まさに手の打ちどころがないところではございますが、何とかこの案件を町民の方の私への何とかしてくださいという言葉胸に今月は取り組ませてもらおうと思います。これから遊佐町は、ジオパークも認定される兆しがございますので、観光立国日本というお国の旗振りのもと、遊佐町も頑張っていかなくてはいけません。ぜひ今回の中央公園の件に関しては、詳しく町民の皆様のかわりにお聞きしたいと思います。

これで壇上からの私の質問を終わらせていただきます。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 513回定例会初日の最後の質問者であります松永裕美議員に答弁をさせていただきます。

まず、職員接遇の対応レベルアップの効果的な研修についてという質問でありました。実は私は職員に対しまして、職員の皆さんはいい仕事ついたのであります。この町の未来を戦略的に構築する責務を負う。皆さんが努力することによって、町はやっぱりその将来をしっかりと実現できる仕事についているのです。ですから、皆さんにとっては町民の負託に応える、そんな気概で日々努力してほしいなど、そんなことをいつも、いつも申し上げてきました。町では、これまで職員の能力向上を図るため、職員の経験年数や職務内容に応じた各種研修受講を推進してまいりました。ことしは、特に今年度は山形県の研修センターに職員を1人派遣して、それらの応援も行っていこうとしてるところであります。具体的に申しますれば、課長級、補佐級、係長級の役職に応じた研修、また採用後7年以上経過した職員の上級研修などで、内容はそれぞれの階層に対応したものとなっております。また、配属先の業務に必要な専門の研修、例えば、税務や財政、住民基本台帳、危機管理などの研修も実施しております。上水道係においては、業務に必要な資格、水道技術管理者の資格を取得するための研修なども実施しております。私が町長に就任してから既にこの水道技術管理者の資格については、5名の方が既に資格を取得をしております。平成25年度から平成27年度の3カ年では、町主催研修のほか、山形縣市町村職員研修所等の外部研修に延べ140人の職員を派遣するなど、職員の経験年数や職種、仕事のニーズに沿って、積極的な研修の実施に努めてまいりました。

ご質問の接遇研修に関しては、新規採用1、2年目において集中的に実施し、その後は、業務を通し、経験を積んでもらいスキルアップを図っている状況となっております。新規採用職員を対象としたものでは、総務課で行っている職員研修があります。内容は、職員が講師となつて行う、町の施策、財政、文化、危機管理に関する研修。職員の給与、福利厚生についての研修であります。さらには、町内企業視察や現場体験として「ふらっと」での実習などを行っております。また、外部研修では、庄内広域行政組合や安全運転管理者協会で開催する、接遇研修や公務員倫理研修、交通安全研修なども行っており、2年目以降も、市町村職員研修所で実施する接遇研修や政策法務研修などに、職員みずから意欲的に参加してもらうように努めております。

2つ目の質問でありました安全、安心とマナーとモラルの向上の町づくりという視点での中央公園設営のトイレのトイレットペーパーの紛失実態というような具体的な質問もございました。遊佐中央公園は、

平成22年度に都市公園として整備され、利用者へのサービス向上を目的に公衆用トイレが併設されております。子どもセンターの開設に合わせ、公園の利用も高まっている中、そのトイレにおいて、ご指摘のとおり、近年、配置しているトイレトーパーの紛失被害が相次いで発生している状況であります。被害状況としては、トイレ設置当初から予備のトイレトーパーがなくなるといった状況は散見されていましたが、昨年度あたりからは、トイレトーパーホルダー本体からトイレトーパーがなくなるといった状況が頻繁に発生するようになっております。そのため、対応策として平成27年8月にはトイレトーパーホルダーを盗難防止用にかえたほか、トイレトーパー自体の側面には遊佐町の押印を行い、さらには、予備のトイレトーパーを配置しない、などの対策を講じてきました。しかし、設置して2カ月ほど紛失が減少しましたが、11月ころから再び被害がふえ始め、確認してみますと、昨年度は207個設置のうち51個が紛失するという状況でありました。この状況を踏まえ、今年度に入り、注意喚起の看板を設置したところであります。

また、このことについては、これまで遊佐交番に相談をし、トイレへの見回りや、パトロール時の立ち寄り回数をふやしていただく等の協力をいただいておりますが、被害はおさまっていない状況であります。

町としましては、公園を気持ちよく利用していただくためにも今後も維持管理に努めていきたいと考えておりますが、この状態を放置しておくわけにもまいりません。特に、中央公園は、子どもセンターに隣接しており、多くの子供たちが利用する公園でもあることから、子供たちの安全を確保する上からも、犯罪を防止するためにも、対策を講じなければならないと考えております。安全で安心して利用できる公園を維持できるよう、今後も維持管理に努めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） まず、第1点目の職員研修について提言させていただきたいと思っております。

私は、よく年配のご婦人たちが1年に1度も役場に行かないのだけれども、どうしても敷居が高くてねと。どこの課に行けばいいかわからなくてねと。迷ってしまうという言葉をお聞きします。やはりたくさんある研修の中で、接遇研修というのが一番職員の能力を上げるために必要で、とても入りやすい研修でないかと思っております。今回新採職員の研修日程を調べましたところ、庄内町、酒田市も遊佐町同等で、1日、2日職員の研修に時間を当てて職場に配置しております。ですので、ここで一気に他市町村に差をつけるために、当町が一步進んだ接遇をしていただければと思います。なぜかというと、接遇は日常でも家族同士でも親戚づき合いでも旅行に行っても、全てその人の力に、実になります。そして、その接遇研修もコストの高い有名な先生を招くのではなく、当町にいる商店街や旅館のおかみや接遇のプロがいっぱいおります。ここにもおります。そういう人を使って独自のカリキュラムをつくり、肩ひじ張ったものでなくてよいのです。長い時間でなくてよいのです。1カ月に1回1時間みっちりする。

なお、ビジネス大使や遊佐町の親善大使など、よく聞く言葉が遊佐町のために何かしたいのですと。皆さん結構活躍していて、お財布も裕福でございます。旅費だけでいいとか、ギャラもそんなに高くなくていいとか、実際そういう方もいらっしゃいます。私の学生時代の友人も、航空会社のキャビンアテンダントの研修所にいまして、もし必要だったら幾らでも教えに行くわよと言ってくれます。これからの時代は、やはりバリュー・フォー・マネーだと思います。町の職員は、地域を担うシンクタンクでございます。頭

脳集団でございます。そういう自覚とプライドを持って業務に当たってほしいと思うのです。職員の給与や町の歳入は、天から降ってくるものではないでございます。町民のお金を使い、行政サービスは常に効率的で、無駄がないようにやっていかなくてはなりません。あるいは、今一番町民にとって何が必要かを精査し、町民の意思を酌み取りながら、サービスの価値をいつも考えながら業務に当たっていただきたいと思っております。ここで言いたいのは、今の職員がそれをしていないと言っているのではございません。これからなお厳しい時代が来るということを私が研修に幾たびに実感させられます。

鳥取の市議、男鹿の市議、皆さん同じことを悩んでいらっしゃいます。遊佐町さんはどうしていますかと聞かれます。そのときに私は申し上げます。団結力しかないのではないのでしょうかねと。職員の能力を上げ、議員の素質を上げ、そして町民の方たちに啓蒙し、一人でも多くの町民の方たちにこの現状をわかってもらうということしかないのだと思います。また、接遇に関しては、すぐに効果がございます。なぜならば、職員の方たちはやはり教育を受けて職場に立つと変わります。これは、人間として私が30年前松下電器産業、今のパナソニックにいたときに経験したのですが、やはりやる気と経験値を上げるためには研修しかないのだなということは、実際自分が経験したことでございます。この件に関して、執行部のほうで何かございましたらお願いいたします。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四世君） お答えいたします。

遊佐町でオリジナルな接遇研修をというご提案がありましたが、実際のところの確認をとらせていただきますと、若干繰り返しになる部分もあるのですが、毎年計画に位置づけてということで、県の市町村職員研修所で大体入所3年程度の職員に対しまして接遇研修へ、その研修所に派遣をしているということと、新採研修におきましても、庄内広域行政組合でのマナー研修、公務員倫理研修というようなことで、これは先般6月2日にもう既に終えておりました。

町の独自研修という形で毎年年度当初、もうその配属先に職務につく前にまずはしっかりと職員研修を積んでもらおうという狙いで、今年度につきましては4月7日から11日まで、土日を挟んでなのですが、4日間の研修をしております。毎年こんな形でというか、これくらいの日数を割いて行っております。町長の講話に始まって、そして教育長の講話で終わるというような形なのですが、今回3日目土曜日なのですが、土曜日にもかかわらずふらっとで体験学習をしてもらっておりました。まさにこれが接客研修として位置づけて行っているものでございます。これら重層的に研修を計画を組んでいるということでありまして、この研修がすぐ効果たらしめれば本当に我々も派遣したかいがありますし、計画したかいがあるというものでありますが、これは我々古参の職員も含めてやっぱり日々の仕事の中で毎日学んでいくことかなとも思っております。

実はちょうどきょうですが、私とても反省したことがありまして、10時の議会開会前、10分くらい前に私の旧知の知り合いが、区長さんなのですが、私を訪ねてきてまして、民生児童委員の関係でのちょっと相談あるのだけれどもと、私忙しさに紛れて、非常に知った間柄なものですから、ちょっと気安さもあって、1階のここ、ここここだからというようなことで、つついあともう言葉だけの対応してしまったと。いつもですと、私ちゃんとみずから案内するようにしているのです。きょうはそこ抜けてしまったなと、ちょっと知り合いだったというようなことも、言いわけになりますけれども、こんな反省を日々し

ながら、二度とこういうことがないようにというようなことを思いつつ、きょうのこの議会に参加をさせていただいているというものでございます。

接遇研修については、やはりこれは行政マンとして、サービス提供者としてというところにとどまらず、やっぱり社会人としての資質が問われるということでもありますので、もう基本のキの第一かなと私は思います。まずは挨拶から始まるわけでございますので、このところはもう日々徹底をしていきたいなと。よくいろいろと町民の皆様からお叱りを受ける。よくというかたまにありまして、そのことは課長会議等でも確認し合って、その都度、その都度職場に徹底するように努めてきておったところでございます。

以上です。

議長（堀 満弥君） 2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） 研修の内容は充実していると思いますし、ここに少し付加価値として例えば電話応対特別研修、電話応対はやはり一番業務の中で初歩的なものですが、案外5年、8年と仕事を積み重ねていくと、だんだん手薄になってきてしまいます。もし次の何かの執行部のほうの企画で、できそうもないことを私は提案したくないので、できることからと思ってこの提案をさせていただきます。

それでは、一番きょうの本題でございます。紛失事件の件なのですが、この相談を受けてから毎日考えました。毎日その管理人さんと話し合いました。そして、役場の職員の方とも常に連携して、どのような対策をとってきたかということもお聞きしたのですが、地域生活課長、さくつとそのストーリーを、どんな対策をとってきたか。防犯カメラ設置のシールを張ったというところとまでは存じ上げていますので、次の段階でされた掲示板の件だけお伝え願えればと思います。

議長（堀 満弥君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

中央公園のトイレトーパー紛失、このことについては担当係、そしてこのトイレを管理いただいている方は、本当に毎日のように現場に行つて、トイレトーパーについては本当毎日のようになくなるものですから、毎日、毎日補充するような、そういった作業を繰り返してきました。先ほどの話にありましたけれども、4月、5月は本当にほとんど設置したものがみんななくなるような、40個設置して30個なくなる、そういった状況がありましたので、このままではいけないということで看板の設置なども行ってきましたけれども、基本的にこの状況をおさめるという状況までには至っておりません。町のほうとしては、今後の対応としては中央公園、あそこは子どもセンターに隣接するということは、皆さん見てわかるとおり子供たちが多く遊ぶ、楽しく遊んでいる状況でありますけれども、そういった場所でありますので、やはり子供たちに何かあったのでは公園の管理者としても大変なことになりますので、我々としてはあの子どもセンター自体の管理、駐車場あたりの管理です。その辺の管理、そして公園一帯、あの辺の管理については、もう少し力を入れるといいますか、防犯カメラ等の設置も含めてやっぱりその辺犯罪防止に向けた対応策をもう少し力を入れる必要があるかなというふうに考えているところでございます。

安全確保のためには、町として今考えられること、まずは一つ一つやっていきたいというふうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（堀 満弥君） 2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） 警告板も拝見させていただきました。子供たちにとっては、この警告板がプレッシ

ヤーとなり、そこのお手洗いは使えないのかなというお子さんがいたりとか、本当に職員の方も苦慮されているということをよく存じ上げております。

今回トイレトペーパーを持っていかれる、たまたま子どもセンターございますので、防犯カメラの設置が今リンクしましたので、確かに防犯カメラという提案はとても町民としてはありがたいのですが、ここで一つご提案は、防犯カメラはとても現代はすばらしい器具でございますが、ランニングコストがかかります。それで、やはりつけるときはきちんとみんなの相談の上、いいか悪いか話し合ってからの方が。なぜかという、つけてしまうと取れなくなってしまうのです、防犯カメラは。いつもそれは、ほかの市町村の議員の方と話し合っております。そして、そのときに防犯カメラというのは、懲罰ありきの町づくりになってしまいます。その前に何かできないかなと私もまた考えました。そして、ちょうどまた自費で勉強に行ったときに見つけたものがございます。きょうは、あらかじめ議長の承諾をいただいておりますが、よろしいでしょうか。

齋藤議員、手伝っていただきます。一応手元にパンフレットございますが、ステンレス製のこのような形になっておりまして、盗難防止をメインにこのメーカーは、いろんなメーカーさんございます。調べたのですが、愛媛県が一番つくっているところが多いでございます。195社ございました。一応なぜこの会社かと言われると、決して利益誘導でございませぬ。たまたまうちの町でトイレトペーパー買えないかもしれないけれども、貸して下さるところがここでございました。そして、ここに管理人さんに預けるキーがございませぬ。私現場でがたがた、がたがたやってみました、そのビルの中で。取れませぬ。盗めませぬ。そして、ここにこの簡単あきます。ここから横から取ります。そして、これはごらんのように白いトイレトペーパーでございますが、通常のトイレトペーパーは大体17メートルもしくは27メートルでございます。これ600メートルございました。30個分でございます。手間が省けます。そして、これをここにこのように入れて、管理人さんがチェックしてキーを抜き差しして、あとは通常で、一応余り上質ではございませぬ。申しわけございませぬ。しかし、これは公的なもの、公共で使う分には十分だと思います。大体海外からの旅行者の多いホテル、公共の施設は、済みませぬ、私の足でしか見ていないのですが、この形が多いです。

あともう一点は、こちらの形もございませぬ。これは、鍵がここにありまして、トップのところに鍵を差してあける形でございませぬ。現物はこれはこの程度でいいのでございませぬが、なぜこれを提案させていただいたかという、話はちょっと大きくなるのですけれども、まだお時間大丈夫でしょうか。4月9日、酒田の河川国道事務所長を務められた国土交通省港湾局長でおられた菊地氏の酒田港と庄内地域の活性化を考えるというシンポジウムに参加いたしました。たしか町長と副議長といらっしゃって、私議員1名行ってきました。酒田の議員の方からは、何であなた来るのだと言われたのですが、勉強のために来させていただきましたと言って、何も言わずにお話を聞いていましたが、実は酒田港は994港日本全国にある港の中で国際戦略港湾というのが5港ございませぬ。それはトップです。いっぱい国からお金もらえます、そこは。東京港、横浜港、川崎港、大阪港、神戸港でございませぬ。次の国際拠点港湾港は18港ございませぬ。ここは、仙台の塩釜港が入っております。そして、次のナンバースリーの重要港湾港の102港に酒田港が入っております。これからは、世界的なクルーズ人口の増加を背景に、旅行者の多くが煩わしさを感じる移動時の荷物の持ち運びをしなくてもよいクルーズ旅行が人口がふえるであろうという、国もその考えで

おります。例えば観光立国の実現に向けて、特にアジア諸国からの訪日旅行者の増加に向けて、我が国の観光の玄関口となる酒田港に大型客船が来ます。そこに酒田と鶴岡にしかお客様が行かないのでは、遊佐町はおくれてしまいます。私が話していることはちょっと大きなことかもしれないのですが、決してそうではないのです。なぜかという、どんな自然の多い原野だろうが、自然の多い田舎でも、行きたい人は必ずそこに到達するようにネットで調べて行きます。聞いたこともないような場所でも、趣味が合えば必ずそのところに来ます。そして、遊佐町も何だかそのような雰囲気のある町になりつつあります。名前は知らないけれども、一度覚えたらまた行きたいなと、そういう町になりつつあります。そのときに、これからもう一つご質問ですが、お手洗いをつくってほしいという町民からの意見はどのくらいございますでしょうか。企画課長、よろしければお願いします。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

今のところ町民から、うちの課で言えば観光地が中心になるわけでございますけれども、その関係では胴腹滝の入り口ありますけれども、その駐車場のところに、できれば備えていただけないかなという要望は今現在いただいております。

議長（堀 満弥君） 2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） 行く行くはそういうところとか、あとは今は丸池様のところの箕輪のふ化場のところにもつけてほしいのだという町民の方の声もございました。

それで、私が申し上げたいのは、ちょっと今お金はもしかしたら普通の既存のホームセンターとか普通で売っているトイレトーパーホルダーよりはお金がかかってしまうのかもしれないのですが、このようなものももし今匠の技、日本の中で文明がどんどん開化していく中、多分このメーカーもすごく苦労なさってつくっているホルダーだと思いますが、こちらのほうに切りかえていくのであれば、もしかしたら町にとってはプラスなのかなと。トータルの盗まれた、盗まれない、どうしよう、どうしよう、防犯カメラつけようか、見張りを置こうか、そういうふうなことを言うよりは、取られない策を考えるという発想を今回は提案させていただきたいと思いました。よく我々がこういうところを直してほしいとか、町はこうなったらいいのというふうに職員の方と議論するのですが、では松永さん、代替案何かないという、確かにそうなのです。そこで、私は何か提案するときは、汗を流してよと職員の方にも言いますが、自分は汗を流すように努力しようと思っています。そして、トイレトーパーホルダーについて私も学んだのですが、実はこのホルダーは無料だそうです。そのメーカーがペーパーを売るために、去年つけてしまったので、中央公園のトイレトーパーホルダー、10万円したということで、管理人さんがそんな高額なものをつけていただいたのに、かえることは申しわけないからもう少し様子見て何とかならないかなという話もございましたが、やはり取られないようにする努力をすることも一つの考え方なのかなと思いました。

これを思いついたのは、自費で研修に行ったフィレンツェでの出来事です。やはり日本人は、ローマでもどこでもすりに遭うから気をつけなさいと皆さんに言われました。よく見ると、かばんの持ち方が日本人だけ違うのです。要は、チャックも閉めないです。ただ、持って、日本は平和です。普通に持って歩きます。まさに盗んでくださいと言っているような持ち方です。そうなのかと。確かに盗まれた日本人は、

帰国すれば盗まれた、盗まれたと言いますが、では自分はどこまでそれを防犯していたのだ。やはりそういう日本とイタリアが150年です、友好条約結んで。せっかく仲よくなろうとしているのに、盗まれたとか、すりが多いたとか、そういうことを見もしないでネットの情報とかで聞いている自分をちょっと考えさせられました。それで、今回もたまたまこの案件だったのですが、全てにつながるのではないかなと。この町がよくなっていくのか、10年後にどうなるのか、本当に瀬戸際だと思うのですけれども、たかがトイレトペーパーの案件でございましたが、遊佐町はどこのお手洗いに行っても美しいねとか、例えばもうホルダーの件では悩まなくてもいいとか、本当に一つ一つずつ解決していけば、これだけの人数の頭脳集団がいるのですから、どんどん進むのではないかと思います。

今回住民運動会もございましたので、小学校のお手洗いを拝借しましたら、やはりトイレトペーパーはただ袋から、ホームセンターとかで買っている普通の12個入りかロールが取り出されて置いて、それは山積みになっております。もうみんなが性善説でそこに置いてあるのですが、果たしてそれが1個取られたか取られていないか誰もチェックもしませんし、よもやそんなところは気にもしない。ただ、今回たまたま何か心にちょっと悩みがあったのか、1カ月30個毎日ひたすら、捕まるかもリスクを冒してまで遊佐町役場と書いてあるトイレトペーパーをおうちに持っていかれてしまっている方がおります。そういうことが現実起きているので、これを契機に私はこちらのことを提案させていただいて、何とか解決したいなという意見です。

そして、今回のことで学んだのが協働、ともに働くという、力を出し合うということです。私だけではきつとここまで現物、このトイレトペーパーホルダーまでたどり着くことはできなかったと思います。管理人さんが毎日、毎日足を運んで現状をチェックして、役場のほうに出す資料をつくり、そして執行部の方がきちんと真摯な対応し、私は私で何か案がないかと日々考えておりました。余談でございますが、これを見つけたときの感動はどう表現していいかわかりません。あの日は6時ごろでした。役場のほうにすぐ電話いたしました。残念ながらこの感動を伝える方は退社なさっておりました。私は、やはりせっかく去年選挙させてもらってこの場に立たせてもらっていますが、できるだけ力を発揮していきたいと思っております。ただし、未熟でございますので、わからないこともたくさんあると思うのですが、私のやり方で一つ一つずつ解決していきたく思っております。そして、地域生活課長のほうに、また難しい答弁でございますが、よろしく願いいたします。

議長（堀 満弥君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） ご提案ありがとうございます。

先ほど議員から話ありましたけれども、犯人探しはしたくないわけです、我々としても。ですので、未然に防げればこれにこしたことはない。そういった意味では、今回ご提案いただいたこの案については有効な一つの対策ではないかなというふうに考えますので、費用的な面も含めてもう少しこちらでこの今回資料もいただきましたので、ちょっと調査をさせていただいて、設置するだけの多分ものだと思いますので、なるべくその辺の判断早くして、この犯罪と言っているのかちょっとわかりませんけれども、これ今行われている内容をなくしたいというふうに思います。ご提案ありがとうございます。

議長（堀 満弥君） 2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） ありがとうございます。

そして、実はこの最後のところは、1番の設問につながるのをごさいます。というのは、私がこれを提案するだけのところまでしかできませんが、その後の今地域生活課長がおっしゃった職員の方がメーカーと折衝したり、コストを確認し合ったり、そのところでその職員のスキルアップです。我々主婦は、いかにコストをかけずにおいしそうに見えるものをつくるかが、栄養のあるものをつくるかがまでです。やはりその職員の方がこれから何社かと打ち合わせをなさるのだと思うのですが、若い職員の方が一つの仕事をして達成感といいますか、本当に大変な日々だったと思うのですけれども、出口のないトンネルよりはあの大変さがここに繋がったねと、笑い話かもしれないのですが、やはり日々苦勞なさっていたと思います。そして、今回ひとつ町民の方にもわかってもらいたいののですが、担当職員が1人かわっております。1人受け継いで、その仕事を引き継いでやっております。それをきちんと引き継がれておりました、感心するほどに。やはり連携です。よく私たちが執行部のほうで行政の三ない主義というもので言いわけされてしまうのですが、法令がない、予算がない、前例がない、アウトです。もう何も言えなくなります。しかし、そこでもめげずに何とか、何とか解決策を見つけて、このような夢に見たトイレトペーパーホルダーをたどり着くことができました。

これからも、いろんなことがこの町では起きていくと思います。遊佐町以外では、町長がおっしゃったようにお子様たちが急にミッシングしたり、さまざまなことごさいます。もしかしたら、有無を言わず防犯カメラをつけなければいけなくなる時が来るのかもしれない。ただ、一番大事なことは、もしやってみてふぐあいがあったら是正するというこのやり方です。フレキシブルに時代は動いております。実は、この会社の内容を調べたときに、決してそんなに大きくない会社なのですが、ニッチなところを攻めていくと書いてごさいました。つまり狭いところでも、その会社の発想として大企業に負けにくい会社を盛り立てていくというような考え方でごさいました。全てが日々勉強なのだなと思いますし、またこの会社の営業マンの方に私も決して今遊佐町まで来てもらっても、いい仕事はさせてあげられないと思いますがという話をしたのですが、構いませんと。我々は、我々の商品をそのように言ってくれるところにどこへでも飛んでいきますと。クイックレスポンスです、クイックレスポンス。そういう方に講義をしてもらってもいいのではないのでしょうか。ついでです。ついでにこちらに来るのですから、どういう営業方法していますかと、それも一つの研修です。何も会場をつくって講師を呼んで花を置いて司会を入れてやるのが講義ではありません。ちょっとしたすき間で、職員の方たちはとても忙しいです。本当にたくさん仕事を抱えております。私はいつも話を聞きに行くと、今お時間いいですかと聞きます。ほとんどの方がちょっと忙しくてとおっしゃいます。そういうのが現実なのですが、何とか私たちは知恵を使ってこのすばらしい、ポテンシャル高いと陸前高田市の市議の方たちは、皆さん言ってくださいました。このすばらしい町を守っていけるような、そんな動き方をしていきたいと思います。

これできょうの私の一般質問は終わります。済みません、お願いします。

議長(堀 満弥君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) 後ほど町長からも答弁していただきますが、最後に職員のスキルアップというテーマに戻ってきた感をごさいましたので、若干なりともお答えをさせていただきます。

行政三大主義ですか、済みません……

(「三ない主義」の声あり)

総務課長（池田与四世君） 三ない主義ですね。不勉強にも私初めて伺ったかなと思うのですが、私の捉えでは、時田町政の姿勢、遊佐町役場の行政運営のあり方に照らすと、決してそんなことはないのだと信じたいわけでありまして、常日ごろ私は職員にこんなことを言っています。ちょっと時間ありますので、ご紹介をさせていただきますけれども、いろんな困難に我々日々の業務で突き当たります。いろんな要望が地域から、あるいは住民から寄せられます。町長は、常日ごろできない理由は考えない。できる方法を考えなさいというようなことを言ってくれていまして、大方そのように努めておるつもりでありまして、そのとき、困ったときの判断のよりどころは、3つあると言っているのです。その三ない主義にちよっとかかわるのですが、法律、町の条例を含めたルールが何であるかというようなことは、やっぱり最大のよりどころなのだと思います。これは譲れないかと思えます。ただ、そこにがんじがらめになる必要はない。時代は変わります。法律も変わります。今回の条例提案のように、見直し、改善を図っておるわけでありまして、ましてや町長が定める要綱等につきましては、町長の裁量権の中でも見直しが図れる。時代に合わせて、その要望の趣旨に合わせて改正が可能なのだと。積極的にそのルールも必要に応じて変えていくのだということも含めてのルールを守っていく、しっかりとこのよりどころを持っていくということを第1点申し上げております。

それから、町長の政策が何たるか、これは計画行政を旨としておるといことが振興計画に、その他の計画にあるいは町長のお言葉にもあらわれているということは、しっかり踏まえることが第2点目必要だと。

そして、何と言ってもやはり町民の理解です、議会の皆さんも含めた。そんなことやったらだめだという大方の町民の思いがどうであるか、町民の理解がどうであるか、これは経験に照らすものでもあるのですが、やっぱりそこに寄り添っていくことが必要であろうなと。これも、ポピュリズムであってははいけないと思いつつであります。ですから、この3つがぴたっと重なったときに、我々町政運営がいい形でなされていくのだろうかということでありまして、そこにおのずと財政的な判断がなされていくものだと思いますし、もう一点前例ですね。前例にとられるなということも、そんなことは全く論外であるかなと。過去の事例、やってきた経過を踏まえるということは大切であります、決してそれにがんじがらめになる必要はないのだということを常日ごろ申し上げておるところでございますので、まだまだ不十分な点がありましたらそのように努めていきたいと思えますし、今回公園なり観光施設を捉えた形でのこの設備の導入につきましては、いろんな課題がというか、ここで集約されていくものかなと。おもてなしの部分もあります。交流人口の拡大ということにもつながるかと思えますし、経費節減にもなりますし、それから環境負荷というようなこと、防犯対策も含めてですが、決して一つの事象にとられず、いろんな観点からの検証をして、地域生活課長のほうから調査をしてというようなこと、若干前向きなお話もありましたので、そのように対応していくことになろうかなと。

若手職員にも、今回のことを一つの研究課題として投げかけていければいいかなと。近く総務課で主任、主事会議も開きたいなとかと思っておりますので、そういったところでも一つの材料にしていきたいなと。スキルアップに努めていきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 非常に一つの事象から大変な展開をしていただきまして、まずもってありがとうございます。私は、教育的な見地、教育に期待するという意味では、幼児教育から小中高等学校でマナーとモラルの向上等をしっかり整えてきたわけですから、その成果が全町民に広がって行ってほしいなと。決してその紛失に慌てふためく町ではあってほしくないな、こんな思いをして、子供たちの期待に沿える大人にしっかり大人が育っていかねばならない町づくりであろうなと思っておるところです。

あと、総務課長も言いました。私は、行政に当たってはやっぱりできない理由を町民に説明するのよりも、町民の求め、どのようにしたら、できることを考えようよということ、ずっと、ずっと職員には言ってきました。それから、最近の年度初めの訓示、それから年の初めの訓示等でも、実は曾野綾子先生の言葉を引用させて紹介させていただいています。役場の職員をできない理由を素早く見つけ出す霞が関の優秀な官僚のようにしないこと、優秀な国家公務員のようにしないことが町がよくなる第一歩ではないかというふうに思っていますということを、これはよく職員に伝えています。これらまさに先例がないからと、予算がないから、何とかないからではなくて、知恵を絞り、汗をかいてやっぱり現場に寄り添うということから始めてほしいということを申しました。特に今年度は、1つ大阪有機化学工業の鎮目社長に伺ったことを紹介しています。これは、目線が変われば考えが変わる。考えが変われば行動が変わる。行動が変われば結果が変わる。日本の優秀な企業の一流の社長の言葉をしっかり重く、特に我が町においていただいた大阪有機化学工業株式会社の鎮目社長の言葉を引用して紹介させていただいておりますけれども、そのようにやっぱり職員からあってほしいなという思いをして、松永議員がああ、こうあるべしという職員像に少しでも若手の職員、それから年配の職員も含めて近づければいいなと思っているところでありまして。ご指摘大変ありがとうございました。

議 長（堀 満弥君） これにて2番、松永裕美議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

6月8日午前10時まで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後4時56分）